

## 本章のポイント

## 第 1 節 国の政策・方針決定過程への女性の参画

- 国会議員に占める女性の割合は、平成24年12月現在、衆議院7.9%、参議院18.2%。
- 国家公務員の管理職に占める女性の割合は増加傾向にあるが、平成23年度で2.6%となお低水準。なお、採用者に占める女性の割合は24年度では、全体としては減少し25.8%となったが、I種試験等事務系区分は28.6%と増加した。
- 国の審議会等における女性委員の割合は2年連続で減少し、平成24年では32.9%。女性の専門委員等の割合は増加傾向で、19.4%。

## 第 2 節 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

- 平成24年の地方議会における女性議員の割合は、特別区議会が最も高く25.7%、政令指定都市の市議会は16.5%、市議会全体は12.8%。24年12月現在、全ての都道府県議会に女性議員がいる一方、4割近い町村議会ではいまだに女性議員がゼロ。
- 地方公務員管理職に占める女性の割合は増加傾向にあるがなお低く、平成24年では都道府県6.5%、政令指定都市10.3%、市区11.2%、町村9.9%。
- 地方公共団体の審議会等における女性委員の割合は着実に増加し、平成24年では都道府県34.7%、政令指定都市33.0%、市区27.6%、町村23.3%。

## 第 3 節 様々な分野における女性の参画

- 司法分野における女性割合は着実に増加、平成24年では裁判官17.7%、検察官14.4%、弁護士17.5%。
- 平成24年度の新聞・通信社等、民間放送、日本放送協会の女性従業員割合は、それぞれ15.3%、20.8%、14.5%と、全体としては徐々に進展。
- 2012（平成24）年の我が国のジェンダー・ギャップ指数（GGI）は135か国中101位（2012（平成24）年のジェンダー不平等指数（GII）は148か国中21位）。

## 第 1 節

## 国の政策・方針決定過程への女性の参画

## （国会議員に占める女性割合）

国会議員に占める女性割合について、その推移を見ると、衆議院においては、戦後の一時期を除いて、1～2%台で推移していた。その後、平成8年（第41回選挙）に小選挙区比例代表並立制が導入されて以降増加したが、24年12月現在、7.9%（38人）と、前年度から3ポイント減少した。なお、衆議院・下院の女性議員割合を国際比較すると、190か国中143位（平成24年10月現在）となっている。

また、参議院においては、昭和22年（第1回選挙）の4.0%からおおむね増加傾向にあり、平成24年12月現在では18.2%（43人）となっている。

## （候補者、当選者に占める女性割合）

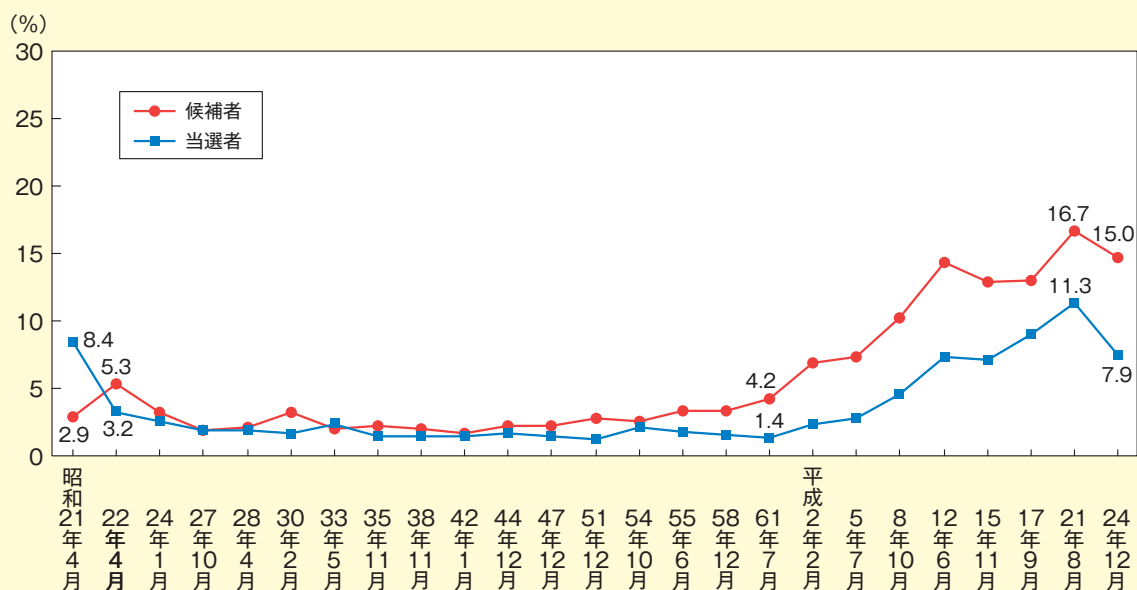
衆議院議員総選挙における候補者及び当選者に占める女性割合について見ると、昭和61年以来、平成15年11月執行の総選挙を除いて、共に着実に増加していたが、24年12月執行の総選挙では、候補者に占める女性割合は15.0%と前回に比べ1.7ポイント減少し、当選者に占める女性割合も7.9%と前回に比べて3.4ポイント減少した（第1-1-1図）。

また、参議院議員通常選挙では、候補者に占める女性割合はおおむね着実に増加していたが、直近の平成22年7月執行の通常選挙では22.9%となり、前回24.1%から減少した。当選者に占める女性割合は19年7月執行の通常選挙では過去最高の21.5%となったが、22年7月執行の通常選挙では14.0%となり、前回から大きく減少した（第1-1-2図）。

（国家公務員採用者に占める女性割合）

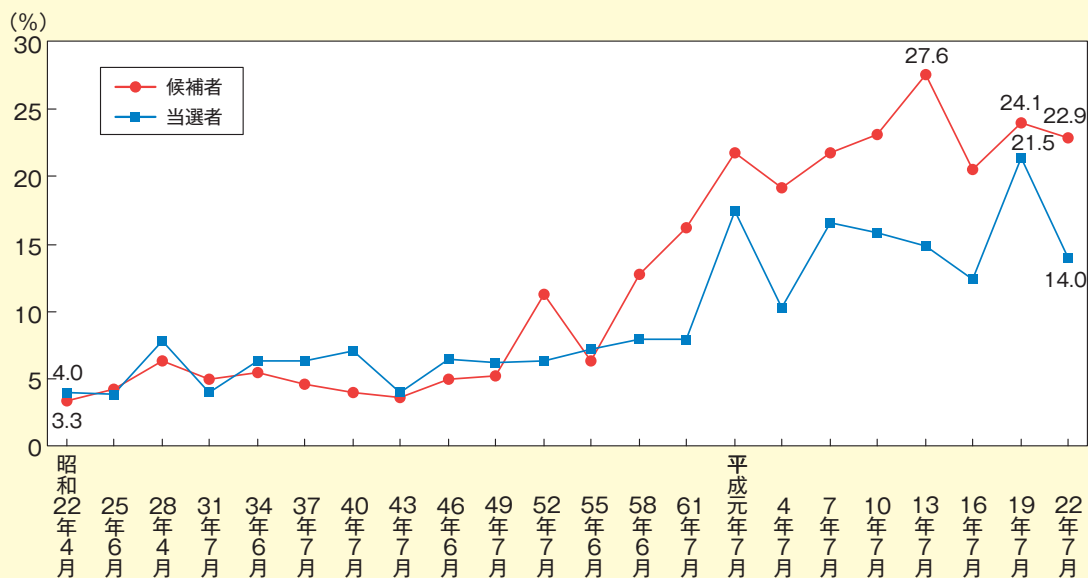
総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」（平成24年）によると、国家公務員採用I種試験等（国家公務員採用I種試験，防衛省職員採用I種試験をいう。）について、平成24年度の採用者に占める女性の割合は24.4%となっている。このうち事務系区分については、女性の割合が28.6%となっている。ま

第1-1-1図 衆議院議員総選挙候補者，当選者に占める女性割合の推移



（備考）総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」より作成。

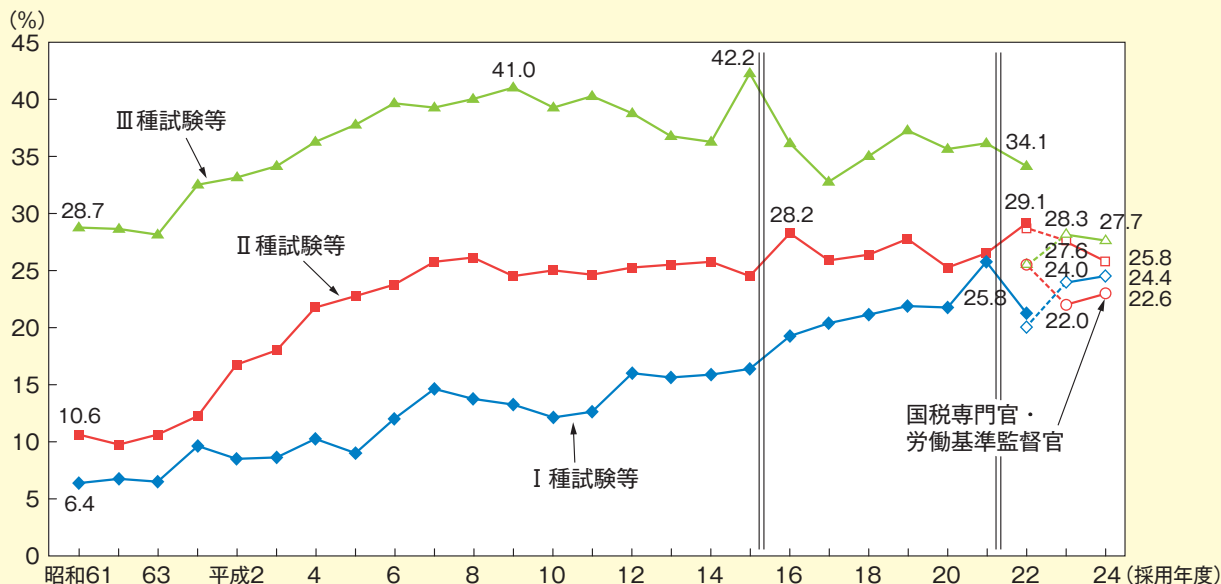
第1-1-2図 参議院議員通常選挙候補者，当選者に占める女性割合の推移



（備考）総務省「参議院議員通常選挙結果調」より作成。

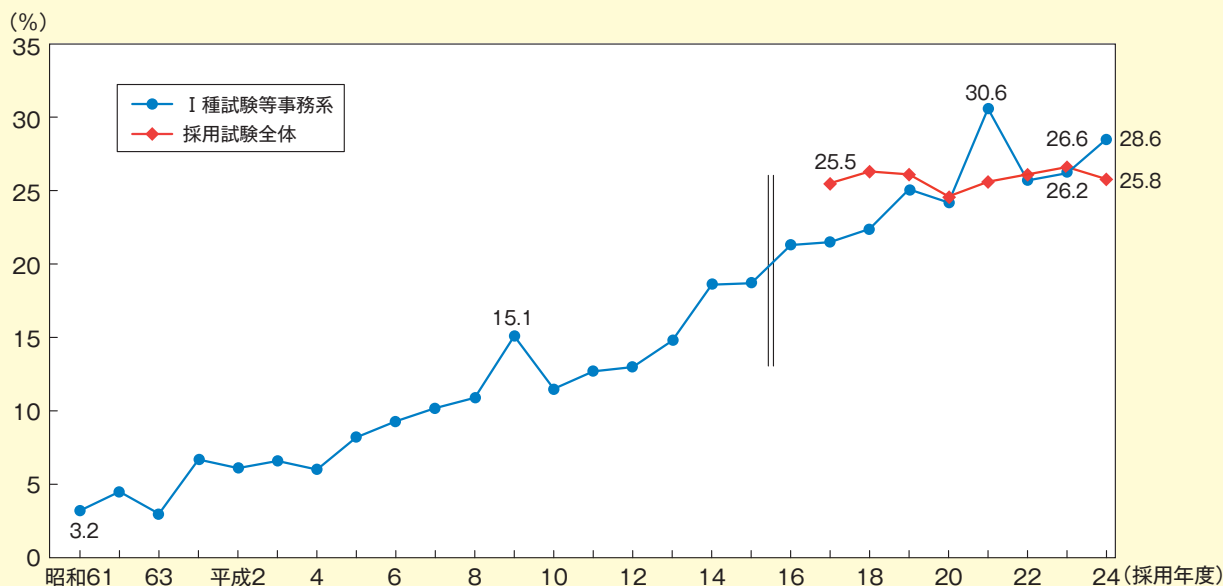
た、採用試験全体からの採用者に占める女性の割合は、25.8%である（第1-1-3図、第1-1-4図）。

第1-1-3図 国家公務員採用者に占める女性割合の推移



- (備考) 1. 人事院資料、総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」より作成。
2. 平成15年度以前における採用の割合は、国家公務員採用Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ種試験に合格して採用されたもの（独立行政法人に採用されたものを含む。）のうち、防衛省又は国会に採用されたものを除いた数の割合。
3. 平成16年度から22年度までの採用の割合は、国家公務員採用Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ種試験に合格して採用されたもの（独立行政法人又は国会に採用されたものを除く。）に、防衛省職員採用Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ種試験若しくはその他準ずる試験又は20年度から22年度までの間については国家公務員中途採用者選考試験に合格して採用されたもの（皇宮護衛官、刑務官、入国警備官を除く。）を加えた数の割合。
4. 平成23年度以降は、第3次男女共同参画基本計画に基づき22年度までとは試験の範囲を変更。具体的には、「Ⅰ種試験等」は、国家公務員採用Ⅰ種試験及び防衛省職員採用Ⅰ種試験、「Ⅱ種試験等」は、国家公務員採用Ⅱ種試験、法務教官採用試験、外務省専門職員採用試験、航空管制官採用試験及び防衛省職員採用Ⅱ種試験、「Ⅲ種試験等」は、国家公務員採用Ⅲ種試験、皇宮護衛官採用試験、刑務官採用試験、入国警備官採用試験、航空保安大学校学生採用試験、海上保安大学校学生採用試験、海上保安学校採用試験（特別を含む。）、気象大学校学生採用試験及び防衛省職員採用Ⅲ種試験、「国税専門官・労働基準監督官」は、国税専門官採用試験及び労働基準監督官採用試験をそれぞれ指す。
- 平成23・24年度の採用の割合は、上記のそれぞれの試験に合格して採用されたもの（独立行政法人又は国会に採用されたものを除く。）の割合。なお、比較のため22年度についても、同様の試験の範囲による割合（白抜き）を示した。
5. 平成17年度以降の採用の割合は、当該年度の4月30日現在（Ⅰ種、国税専門官及び労働基準監督官については旧年度合格者等を含む。）。

第1-1-4図 国家公務員採用試験全体及びI種試験等事務系（行政・法律・経済）区分の採用者に占める女性割合の推移



- (備考) 1. 平成15年度以前は人事院資料, 16年度以降は総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」より作成。
2. 平成15年度以前(二重線の左側)におけるI種試験等事務系区分の採用の割合は, 国家公務員採用I種試験の事務系の区分試験に合格して採用されたもの(独立行政法人に採用されたものを含む。)のうち, 防衛省又は国会に採用されたものを除いた数の割合。  
平成16年度以降(二重線の右側)におけるI種試験等事務系区分の採用の割合は, 国家公務員採用I種試験の事務系の区分試験に合格して採用されたもののうち, 独立行政法人又は国会に採用されたものを除いた数の割合。
3. 採用試験全体とは, 国家公務員採用I種試験, 防衛省職員採用I種試験, 国家公務員採用II種試験, 法務教官採用試験, 外務省専門職員採用試験, 航空管制官採用試験, 防衛省職員採用II種試験, 国家公務員採用III種試験, 皇宮護衛官採用試験, 刑務官採用試験, 入国警備官採用試験, 航空保安大学校学生採用試験, 海上保安大学校学生採用試験, 海上保安学校学生採用試験(特別を含む。), 気象大学校学生採用試験, 防衛省職員採用III種試験, 国税専門官採用試験及び労働基準監督官採用試験に合格して採用されたものうち, 独立行政法人又は国会に採用されたものを除いた数の割合。
4. 採用者は, I種試験等事務系区分については, 平成16年度以前は当該年度採用者数(旧年度合格者数等を含む。)の割合であり, 17年度以降は当該年度の4月30日現在の割合(旧年度合格者数等を含む。), 採用試験全体については, 当該年度採用者数の割合(I種, 国税専門官及び労働基準監督官については旧年度合格者数等を含む。)

(参考:平成24年度府省別国家公務員採用試験採用者)

	I種等										採用試験全体				
	総数					うち事務系区分(行政・法律・経済)					総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)					
内閣官房	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	0	6	0.0	100.0
内閣法制局	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	1	50.0	50.0
内閣府	13	5	8	38.5	61.5	12	5	7	41.7	58.3	37	13	24	35.1	64.9
宮内庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	6	14	30.0	70.0
公正取引委員会	4	1	3	25.0	75.0	4	1	3	25.0	75.0	27	9	18	33.3	66.7
国家公安委員会(警察庁)	24	5	19	20.8	79.2	16	2	14	12.5	87.5	144	26	118	18.1	81.9
金融庁	15	6	9	40.0	60.0	15	6	9	40.0	60.0	39	17	22	43.6	56.4
消費者庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総務省	45	8	37	17.8	82.2	34	6	28	17.6	82.4	114	29	85	25.4	74.6
法務省	30	18	12	60.0	40.0	16	8	8	50.0	50.0	1,232	323	909	26.2	73.8
外務省	25	6	19	24.0	76.0	25	6	19	24.0	76.0	106	40	66	37.7	62.3
財務省	41	10	31	24.4	75.6	36	8	28	22.2	77.8	1,366	368	998	26.9	73.1
文部科学省	30	11	19	36.7	63.3	17	7	10	41.2	58.8	52	20	32	38.5	61.5
厚生労働省	43	12	31	27.9	72.1	27	9	18	33.3	66.7	363	104	259	28.7	71.3
農林水産省	68	20	48	29.4	70.6	17	4	13	23.5	76.5	209	57	152	27.3	72.7
経済産業省	73	13	60	17.8	82.2	24	4	20	16.7	83.3	162	42	120	25.9	74.1
国土交通省	104	13	91	12.5	87.5	25	8	17	32.0	68.0	993	177	816	17.8	82.2
環境省	19	5	14	26.3	73.7	5	2	3	40.0	60.0	43	11	32	25.6	74.4
防衛省	34	4	30	11.8	88.2	11	4	7	36.4	63.6	264	87	177	33.0	67.0
人事院	5	2	3	40.0	60.0	5	2	3	40.0	60.0	12	5	7	41.7	58.3
会計検査院	6	2	4	33.3	66.7	5	2	3	40.0	60.0	33	14	19	42.4	57.6
合計	579	141	438	24.4	75.6	294	84	210	28.6	71.4	5,224	1,349	3,875	25.8	74.2

(備考) 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」より作成。

(上位の役職ほど低い国家公務員在職者に占める女性割合)

国家公務員在職者に占める女性割合については、第3次男女共同参画基本計画において、平成27年度末までに地方機関課長・本省課長補佐相当職以上は10%程度、本省課室長相当職以上は5%程度、指定職相当は3%程度を目標とすることとしている。

行政職俸給表(一)及び指定職俸給表適用者に占める女性割合は、各役職段階で、それぞれ増加傾向にある。平成23年度の在職者について、役職段階別に女性割合を見ると、係長級において、女性が占める割合は18.2%であるが、役職段階が上がるにつれて女性割合は低くなっている(第1-1-5図)。

(依然として低い国家公務員管理職に占める女性割合)

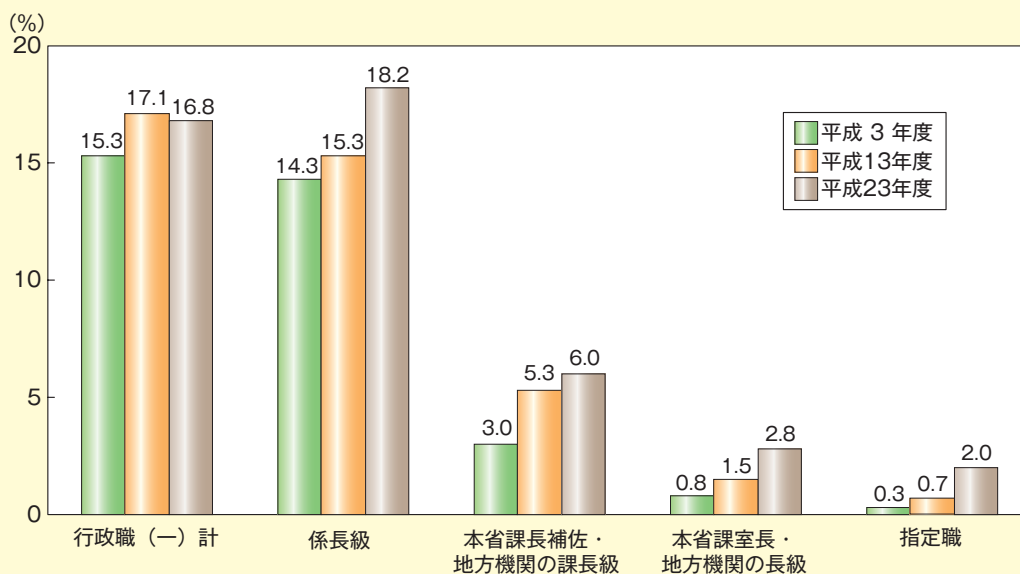
本省課室長相当級である行政職俸給表(一)7級

以上及び指定職において女性が占める割合は、年々増加してはいるものの、平成23年度において2.6%と依然低く、上位の級への女性の登用が課題となっている(第1-1-6図)。

(国の審議会等における女性委員の割合)

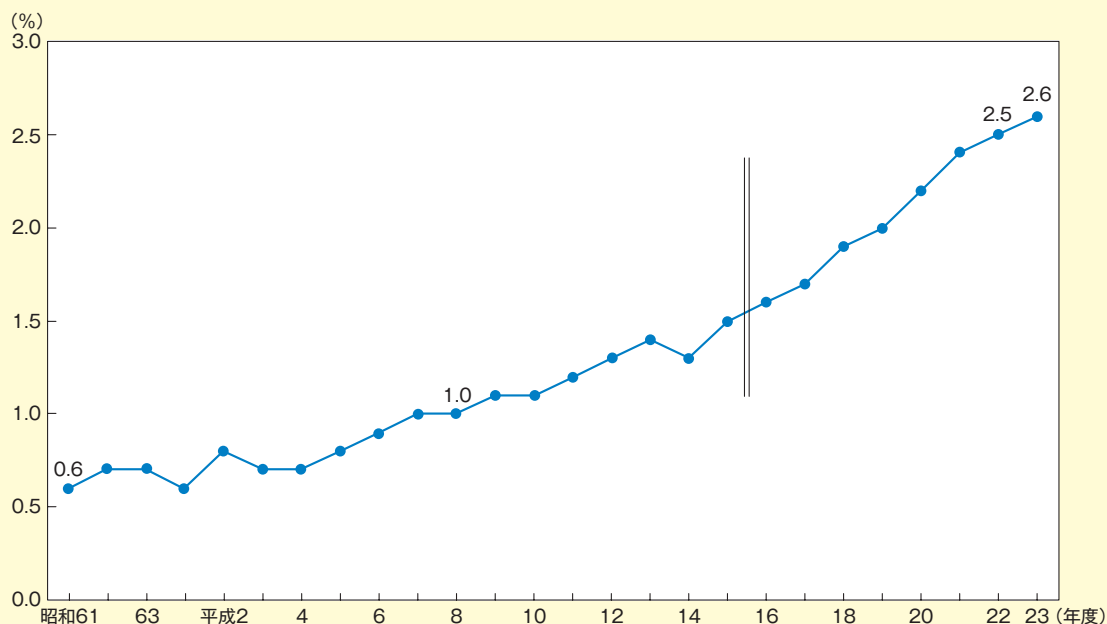
内閣府の「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」によると、国の審議会等における女性委員の割合は、平成22年まで増加傾向にあったが、24年9月30日現在、32.9%となり、2年連続で減少した。一方、専門委員等(委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要があるとき、専門委員、特別委員又は臨時委員の名称で置くことができるもの)に占める女性の割合は、19.4%と引き続き増加している(第1-1-7図)。

第1-1-5図 一般職国家公務員の役職段階別の女性割合



- (備考) 1. 人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」より作成。  
 2. 平成3年度は年度末、13年度及び23年度は1月15日現在の割合。  
 3. 係長級は、行政職俸給表(一)3、4級(平成3年度及び13年度は旧4~6級)、本省課長補佐・地方機関の課長級は、同5、6級(同旧7、8級)、本省課室長・地方機関の長級は、同7~10級(同旧9~11級)の適用者に占める女性の割合。

第1-1-6図 国家公務員管理職に占める女性割合の推移

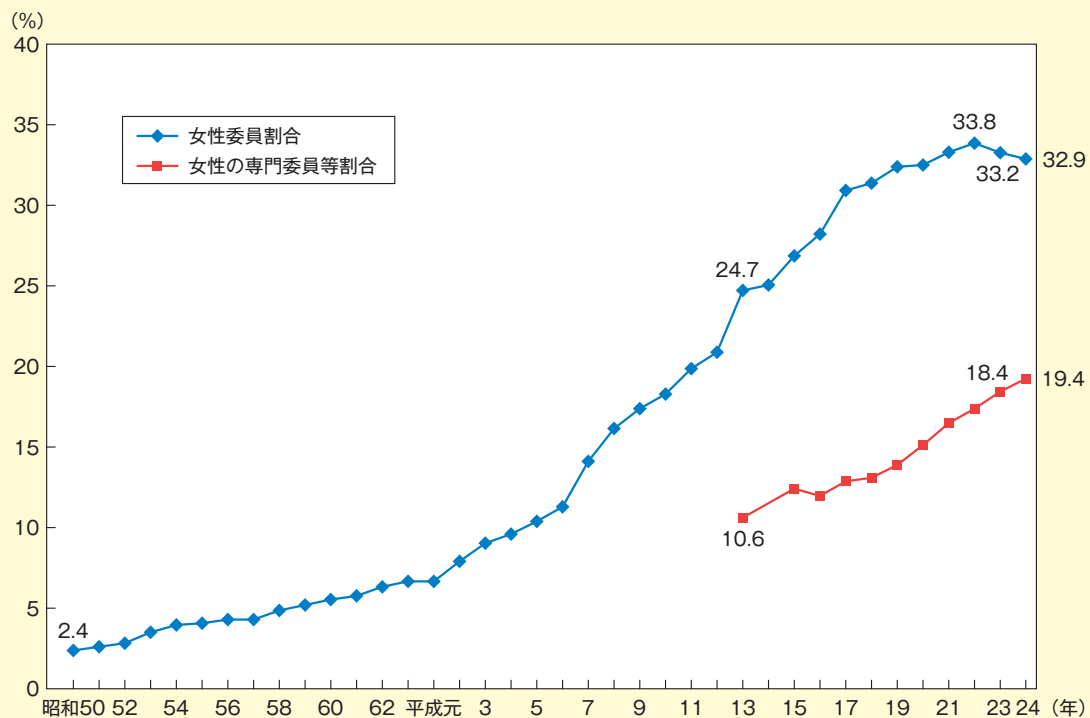


(備考) 1. 平成15年度以前は人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」、16年度以降は総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」等より作成。  
 2. 調査対象は、平成15年度以前は一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表適用者であり、16年度以降はそれらに防衛省職員(行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額の俸給を支給されている者。17年度までは防衛参事官等俸給表適用者を含む。)が加わっている。  
 3. 管理職は、本省課室長相当職以上(一般職給与法の行政職俸給表(一)7級相当職以上)をいう。

(参考：平成23年度府省別女性国家公務員登用状況)

	行政職俸給表(一)及び指定職俸給表適用者											
	総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)	うち国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上								
				うち本省課室長相当職以上								
				総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)	うち指定職相当					
総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)										
内閣官房	595	51	8.6	304	10	3.3	124	4	3.2	35	0	0.0
内閣法制局	68	14	20.6	43	3	7.0	30	0	0.0	6	0	0.0
内閣府	2,155	346	16.1	824	68	8.3	293	21	7.2	54	5	9.3
宮内庁	708	90	12.7	138	4	2.9	48	1	2.1	8	0	0.0
公正取引委員会	754	141	18.7	194	15	7.7	68	3	4.4	11	1	9.1
国家公安委員会(警察庁)	4,610	475	10.3	864	11	1.3	246	0	0.0	67	0	0.0
金融庁	1,300	209	16.1	539	28	5.2	144	1	0.7	14	0	0.0
消費者庁	221	62	28.1	84	11	13.1	23	1	4.3	4	0	0.0
総務省	5,164	909	17.6	1,911	76	4.0	603	8	1.3	68	0	0.0
法務省	14,699	3,892	26.5	3,064	218	7.1	425	20	4.7	33	0	0.0
外務省	5,480	1,389	25.3	2,433	246	10.1	706	32	4.5	57	1	1.8
財務省	15,646	2,866	18.3	4,906	203	4.1	925	13	1.4	90	1	1.1
文部科学省	2,034	425	20.9	877	87	9.9	375	27	7.2	32	3	9.4
厚生労働省	27,595	6,355	23.0	6,918	661	9.6	835	56	6.7	75	3	4.0
農林水産省	17,572	2,254	12.8	5,339	188	3.5	808	13	1.6	60	2	3.3
経済産業省	6,157	1,299	21.1	2,784	250	9.0	681	8	1.2	72	1	1.4
国土交通省	43,843	4,021	9.2	11,447	177	1.5	2,159	18	0.8	161	0	0.0
環境省	1,237	201	16.2	455	29	6.4	142	5	3.5	16	0	0.0
防衛省	14,161	3,330	23.5	3,142	59	1.9	558	6	1.1	52	0	0.0
人事院	612	160	26.1	301	51	16.9	100	9	9.0	19	1	5.3
会計検査院	1,219	252	20.7	576	24	4.2	191	1	0.5	21	0	0.0
合計	165,830	28,741	17.3	47,143	2,419	5.1	9,484	247	2.6	955	18	1.9

### 第1-1-7図 国の審議会等における女性委員割合の推移



(備考) 内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」より作成。

#### (府省別一覧)

府省名	審議会数		委員数				
	総数	女性含む	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性の割合(%)	男性の割合(%)
内閣府	16	16	197	69	128	35.0	65.0
金融庁	6	5	64	19	45	29.7	70.3
総務省	12	12	146	51	95	34.9	65.1
法務省	6	5	64	18	46	28.1	71.9
外務省	2	2	20	6	14	30.0	70.0
財務省	5	5	108	39	69	36.1	63.9
文部科学省	9	9	220	69	151	31.4	68.6
厚生労働省	14	14	303	96	207	31.7	68.3
農林水産省	8	8	166	61	105	36.7	63.3
経済産業省	10	10	188	56	132	29.8	70.2
国土交通省	12	11	199	65	134	32.7	67.3
環境省	4	4	63	22	41	34.9	65.1
防衛省	5	5	40	14	26	35.0	65.0
合計	109	106	1,778	585	1,193	32.9	67.1

(備考) 平成24年9月30日現在。

第2節

地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

(大都市ほど高い地方議会における女性の割合)

都道府県議会，市議会，町村議会，特別区議会の女性議員の割合を見ると，平成24年12月現在で，女性議員の割合が最も高い特別区議会では25.7%，政令指定都市の市議会は16.5%，市議会全体は12.8%，都道府県議会は8.7%，町村議会は8.6%となっており，都市部で高く郡部で低い傾向にある。(第1-1-8図)。

なお，平成24年12月現在，全ての都道府県議会に女性議員がいる一方，4割近い町村議会ではいまだに女性議員がゼロとなっている。

(地方公務員採用試験合格者に占める女性割合)

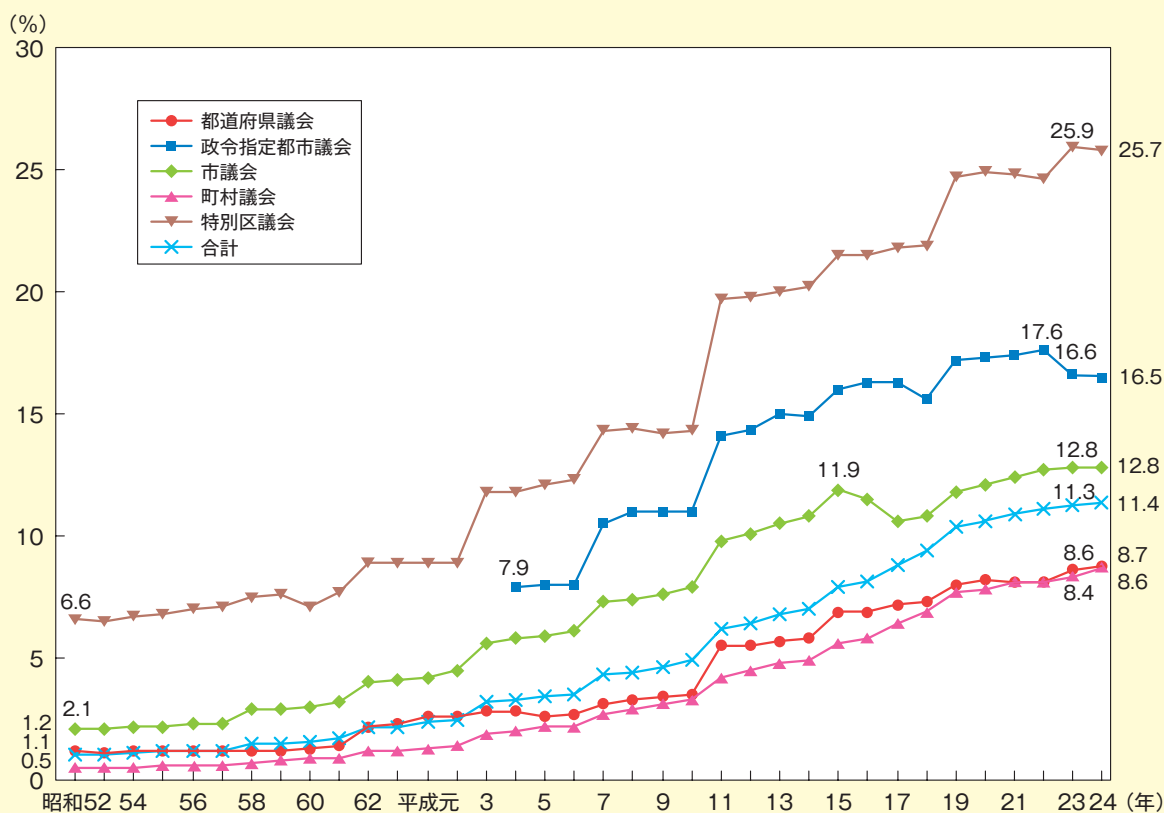
地方公務員採用試験における合格者に占める女性割合は，平成23年度では，都道府県採用試験で

26.2%，市区採用試験で45.5%となっており，都道府県より市区で高くなっている。市区では50%程度をほぼ横ばいで推移していたが，16年度をピークに減少傾向が見られ，都道府県では7年度以降減少傾向にあったが，18年度から回復している(第1-1-9図)。

(地方公務員管理職に占める女性割合)

地方公務員管理職に占める女性割合は増加傾向にあるがなお低く，内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(平成24年度)によると，平成24年では，都道府県で6.5%，政令指定都市で10.3%，市区で11.2%，町村で9.9%となっている(第1-1-10図)。また，女性の登用を促進するために管理職登用目標の設定を行っているのは，都道府県・政令指定都市で67団体中31団体となっており，その他の団体においても職域拡大等の取組を進めている。

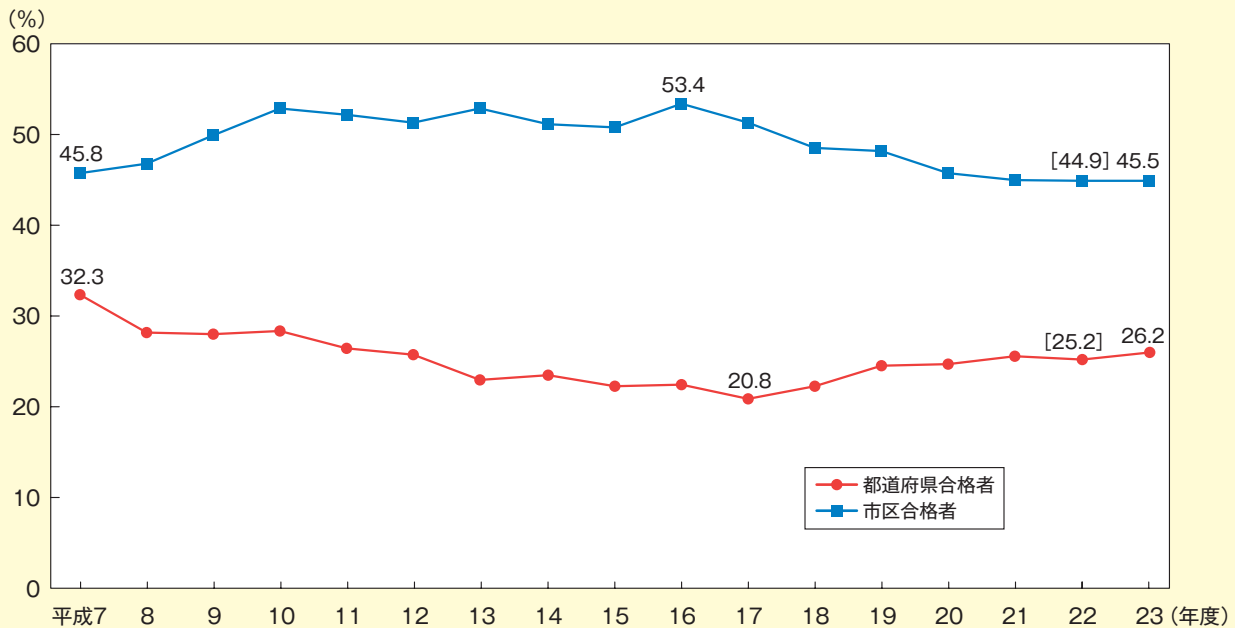
第1-1-8図 地方議会における女性議員割合の推移



(備考) 1. 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」より作成。  
 2. 各年12月末現在。  
 3. 市議会は政令指定都市議会を含む。なお，合計は都道府県議会及び市区町村議会の合計。

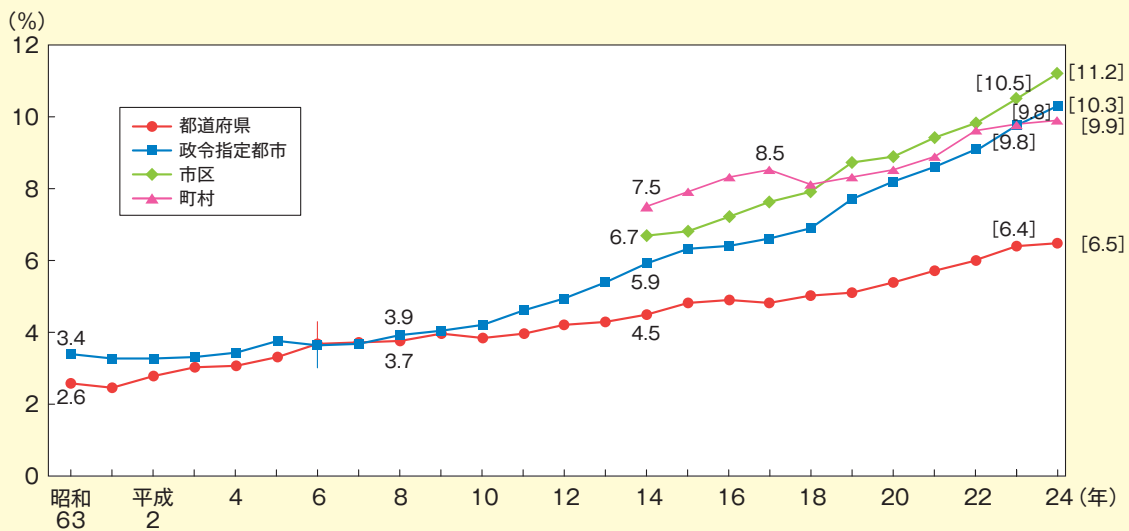


第1-1-9図 地方公務員採用試験合格者に占める女性割合の推移



- (備考) 1. 総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」より作成。  
 2. 女性合格者、男性合格者のほか、申込書に性別記入欄を設けていない試験があることから性別不明の合格者が存在する。  
 3. 平成22年度は、東日本大震災の影響により調査が困難となった2団体（岩手県の1市1町）を除いて集計している。

第1-1-10図 地方公務員管理職に占める女性割合の推移



- (備考) 1. 平成5年までは厚生労働省資料（各年6月1日現在）、6年からは内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。15年までは各年3月31日現在、16年以降は原則として各年4月1日現在。  
 2. 東日本大震災の影響により、平成23年の数値には、岩手県（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県（女川町、南三陸町）、福島県（南相馬市、下郷町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、24年の数値には、福島県川内村、葛尾村、飯館村が、それぞれ含まれていない。  
 3. 平成15年までは都道府県によっては警察本部を含めていない。  
 4. 市区には、政令指定都市を含む。  
 5. 本調査における管理職とは、本庁の課長相当職以上の役職及び支庁等の管理職においては、本庁の課長相当職以上に該当する役職を指す。

### (着実に増加する地方公共団体の審議会等における女性委員の割合)

審議会等の女性委員の登用について、都道府県、政令指定都市においては目標値を掲げて取組を進めており、女性委員の割合は着実に増加している。平成24年では、目標の対象である審議会等における女性委員割合は、都道府県で34.7%、政令指定都市で33.0%、市区で27.6%、町村で23.3%となっている(第1-1-11図)。

## 第3節

### 様々な分野における女性の参画

#### (着実に増加する司法分野における女性割合)

裁判官に占める女性の割合は、女性の新任判事補採用者数の増加に伴い着実に増加しており、平成24年では17.7%となっている。なお、25年3月1日現在、女性3人が最高裁判所の裁判官に、1人が高等裁判所長官に任命されている。

検察官、弁護士についても、平成24年の女性の割合がそれぞれ14.4%、17.5%となっており、着実に

増加している。

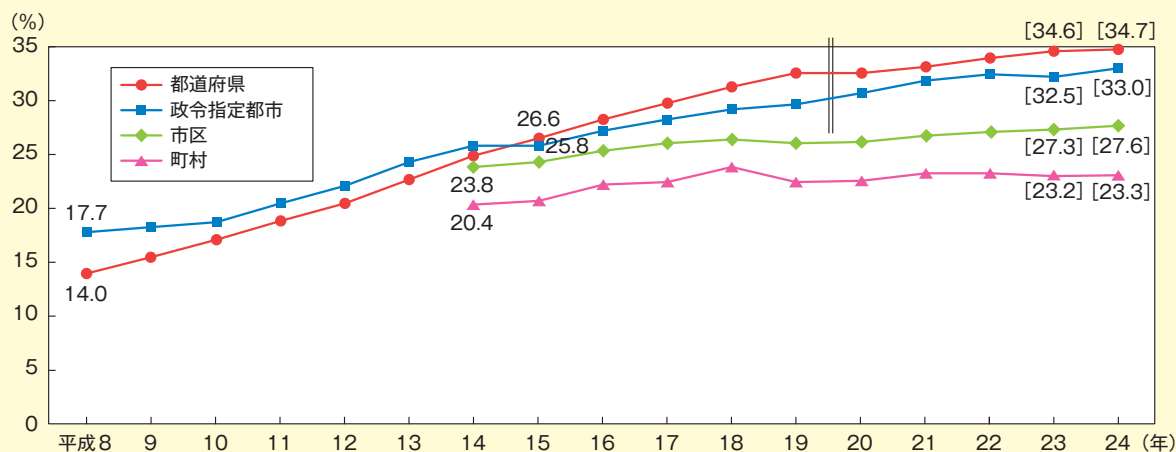
司法試験合格者に占める女性割合は、年によって増減があり、平成24年度の司法試験については25.9%である(第1-1-12図)。また、法曹養成に特化した教育を行う専門職大学院である法科大学院において、女子学生の割合は27.6%(平成24年5月1日現在)と約3割を占めていることから、今後の司法分野での女性の参画拡大が期待される。

#### (農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画)

農林水産業に従事する女性は、それぞれの産業の重要な担い手であるとともに、地域社会の活性化に大きく貢献している。

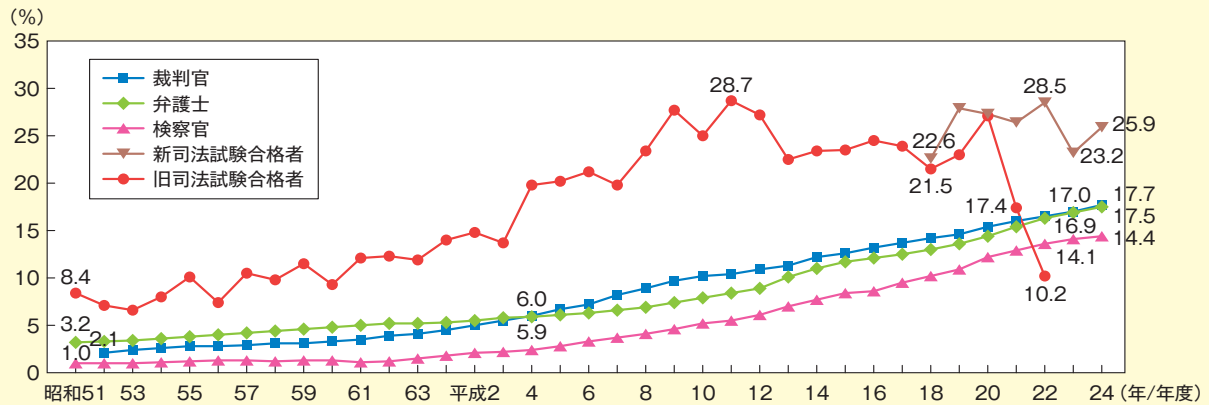
しかしながら、農業委員会、農業協同組合、沿海地区出資漁業協同組合等、地域における政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に増加しているものの、その割合は低く、女性役員のない農業委員会は、平成24年度は670(39.0%)、農業協同組合は22年度は366(50.5%)と多い(第1-1-13図)。

第1-1-11図 地方公共団体の審議会等における女性委員割合の推移



- (備考)
1. 内閣府資料「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。平成15年までは各年3月31日現在。16年以降は原則として各年4月1日現在。
  2. 東日本大震災の影響により、平成23年の数値には、岩手県(花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町)、宮城県(女川町、南三陸町)、福島県(南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村)が、24年の数値には、福島県川内村、大熊町、葛尾村、飯館村が、それぞれ含まれていない。
  3. 各都道府県及び各政令指定都市については、目標の対象である審議会等について集計。平成19年以前のデータは、それぞれの女性割合を単純平均。
  4. 市区には、政令指定都市を含む。

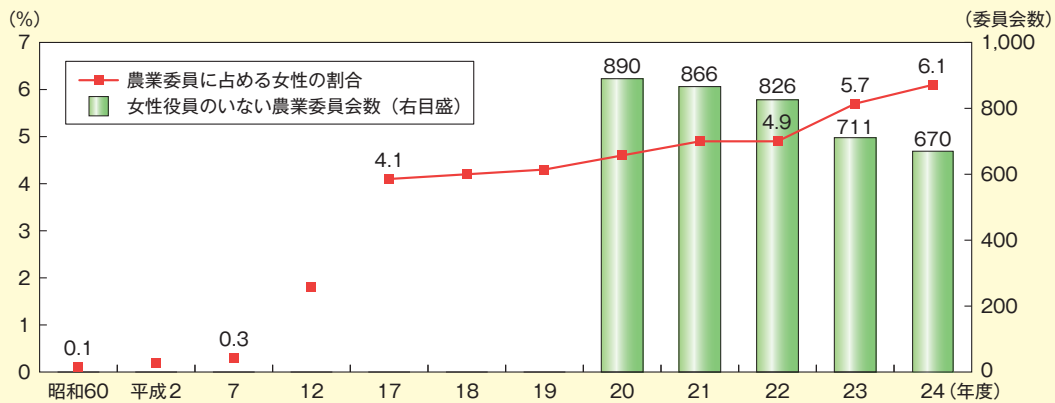
### 第1-1-12図 司法分野における女性割合の推移



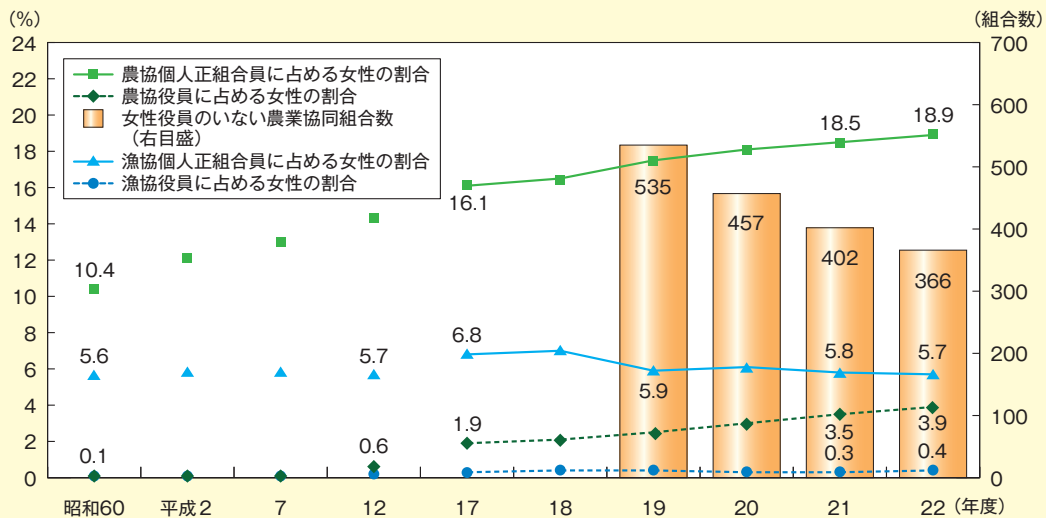
(備考) 1. 裁判官については最高裁判所資料より作成。  
 2. 弁護士については日本弁護士連合会事務局資料より作成。  
 3. 検察官、司法試験合格者については法務省資料より作成。  
 4. 司法試験合格者は各年度のデータ。

### 第1-1-13図 農業委員会、農協、漁協への女性の参画状況の推移

#### 農業委員会



#### 農業協同組合、漁業協同組合



(備考) 1. 農林水産省資料より作成。  
 2. 農業委員とは、市町村における独立の行政委員会である農業委員会の委員であり、農業者の代表として公選等により選出される。農業委員会は、農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務のほか、農地の流動化、担い手の育成等、構造政策の推進に係る業務を行っている。  
 3. 農業委員については、各年10月1日現在。ただし、昭和60年は8月1日現在。  
 4. 農業委員会数は平成20年度からの調査。  
 5. 農業協同組合については、各事業年度末（農業協同組合により4月末～3月末）現在。  
 6. 漁業協同組合については、各事業年度末（漁業協同組合により4月末～3月末）現在。  
 7. 漁業協同組合は、沿海地区出資漁業協同組合の数値。

### (メディアにおける女性の参画)

新聞や放送等のメディア分野における女性の参画は、提供する情報の内容が偏ることを防止したり、性・暴力表現に関する有効な対策等、メディアが自主的に女性や子どもの人権に配慮した表現を行うなどの取組を進めていく上で重要な役割を果たすものと期待されている。

新聞及び放送業界における女性の参画状況について見ると、新聞・通信社等、日本放送協会の全従業員に占める女性の割合、新聞・通信社等の女性記者の割合、民間放送、日本放送協会の女性管理職の割合は、全体として徐々にではあるが増加しており、平成24年における全従業員に占める女性の割合は、それぞれ、新聞・通信社等は15.3%、民間放送は20.8%、日本放送協会は14.5%となっている(第1-1-14図)。

### (国際的に見ても低い水準にある我が国の状況)

以上のとおり、政策・方針決定過程において「指導的地位<sup>1</sup>」に占める女性の割合は緩やかに増加しているものの、その水準は依然として低く、政府が

定める「2020年30%の目標」を達成していないものがほとんどである(第1-1-15図)。

また、国際的には、2013(平成25)年に国連開発計画(UNDP)が発表した「人間開発報告書」によると、我が国は、人間開発指数(HDI)が測定可能な187か国中10位であり、ジェンダー不平等指数(GII)は測定可能な148か国中21位となっている。一方、世界経済フォーラムが2012(平成24)年に発表したジェンダー・ギャップ指数(GGI)は、測定可能な135か国中101位となっている。

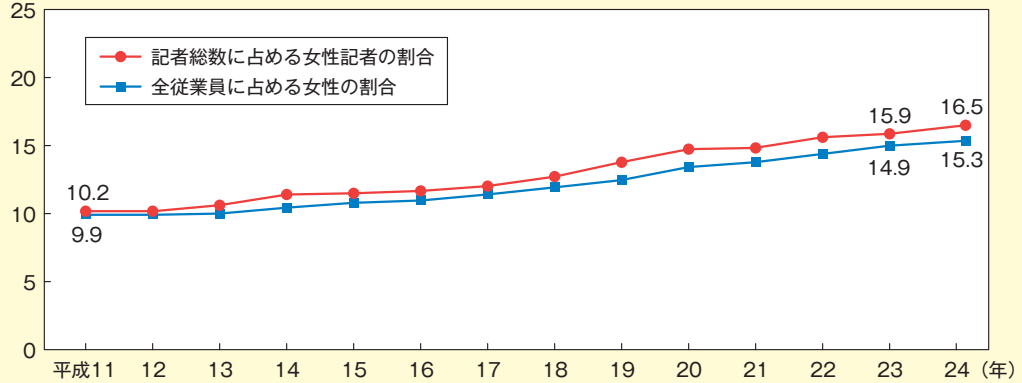
GGIの順位はHDIやGIIの順位に比して著しく低くなっており、我が国は、人間開発の達成度では実績を上げているが、人々が政治・経済活動に参画し、意思決定に参加する機会においては、諸外国と比べて男女間の格差が大きいと分析されている(第1-1-16表)。

その要因としては、我が国は固定的性別役割分担意識や女性の能力に関しての偏見が根強いことや、過去からの経緯等によって、現状では男女の置かれた社会的状況において個人の能力・努力によらない格差があることが考えられる。

<sup>1</sup> 「指導的地位」の定義：(1)国会議員、(2)法人・団体等における課長相当職以上の者、(3)専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事するものとするのが適当(男女共同参画会議決定(平成19年3月14日))。

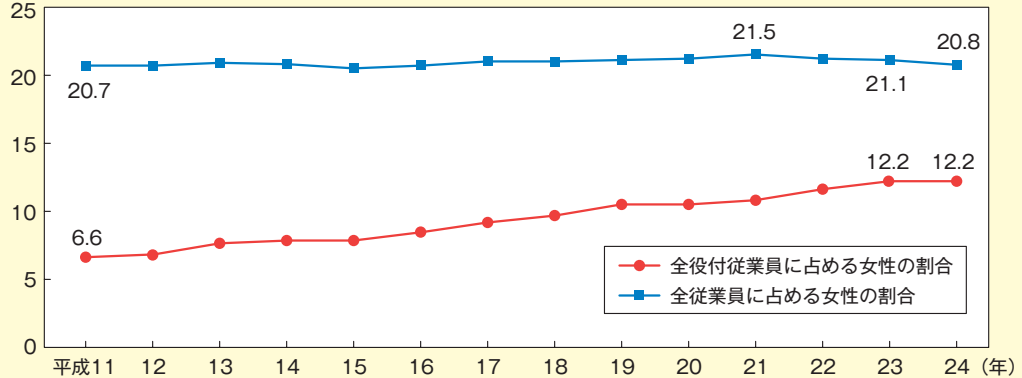
## 第1-1-14図 各種メディアにおける女性の割合

新聞・通信社等 (%)



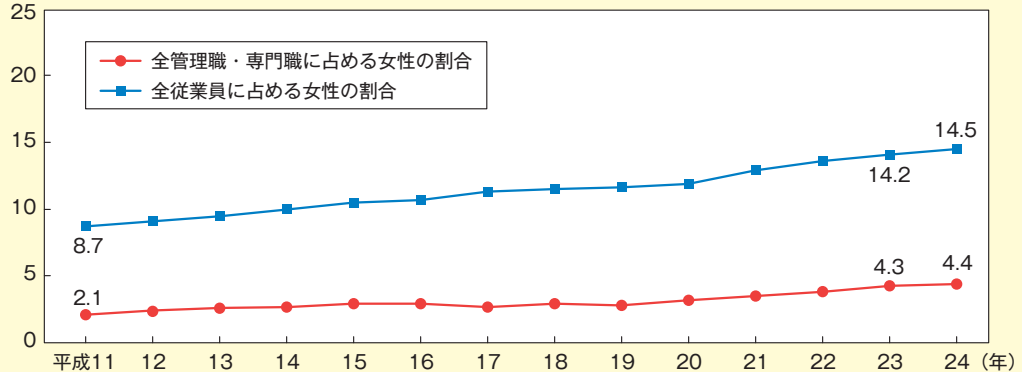
(備考) 一般社団法人日本新聞協会資料より作成。

民間放送 (%)



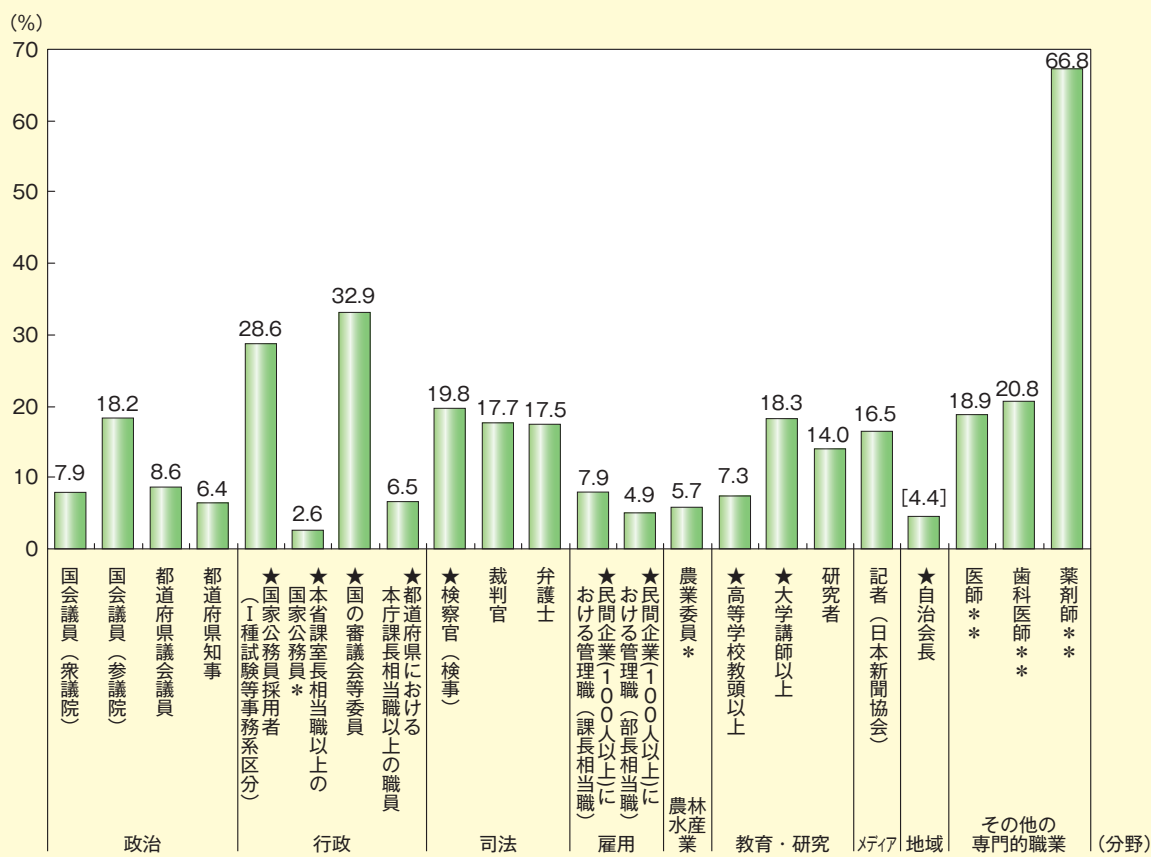
(備考) 1. 一般社団法人日本民間放送連盟資料より作成。  
2. 役員従業員とは、課長（課長待遇、同等及び資格職を含む。）以上の職にある者をいう。

日本放送協会 (%)



(備考) 1. 日本放送協会資料より作成。  
2. 管理職・専門職とは、組織単位の長及び必要に応じて置く職位（チーフプロデューサー、エグゼクティブディレクター等）をいう。

第1-1-15図 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合



(備考) 1. 「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成24年12月)より一部情報を更新。原則として平成24年のデータ。ただし、\*は23年のデータ、\*\*は22年のデータ。  
 なお、★印は、第3次男女共同参画基本計画において当該項目又はまとめた項目が成果目標として掲げられているもの。  
 2. 「自治会長」については、東日本大震災の影響により、福島県川内村、葛尾村、飯館村は、平成24年度調査を行わなかったため、集計から除外している。

第1-1-16表 HDI, GII, GGI における日本の順位

(1) HDI

(人間開発指数)

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.955
2	オーストラリア	0.938
3	米国	0.937
4	オランダ	0.921
5	ドイツ	0.920
6	ニュージーランド	0.919
7	アイルランド	0.916
	スウェーデン	0.916
9	スイス	0.913
10	日本	0.912
11	カナダ	0.911
12	韓国	0.909
13	香港	0.906
	アイスランド	0.906
15	デンマーク	0.901
16	イスラエル	0.900
17	ベルギー	0.897
18	オーストリア	0.895
	シンガポール	0.895
20	フランス	0.893
21	フィンランド	0.892
	スロベニア	0.892
23	スペイン	0.885
25	イタリア	0.881
26	ルクセンブルク	0.875
	英国	0.875
28	チェコ共和国	0.873
29	ギリシャ	0.860
33	エストニア	0.846
35	スロバキア	0.840
37	ハンガリー	0.831
39	ポーランド	0.821
40	チリ	0.819
43	ポルトガル	0.816
61	メキシコ	0.775
90	トルコ	0.722

(2) GII

(ジェンダー不平等指数)

順位	国名	GI値
1	オランダ	0.045
2	スウェーデン	0.055
3	スイス	0.057
	デンマーク	0.057
5	ノルウェー	0.065
6	ドイツ	0.075
	フィンランド	0.075
8	スロベニア	0.080
9	フランス	0.083
10	アイスランド	0.089
11	イタリア	0.094
12	ベルギー	0.098
13	シンガポール	0.101
14	オーストリア	0.102
15	スペイン	0.103
16	ポルトガル	0.114
17	オーストラリア	0.115
18	カナダ	0.119
19	アイルランド	0.121
20	チェコ共和国	0.122
21	日本	0.131
23	ギリシャ	0.136
24	ポーランド	0.140
25	イスラエル	0.144
26	ルクセンブルグ	0.149
27	韓国	0.153
29	エストニア	0.158
31	ニュージーランド	0.164
32	スロバキア	0.171
34	英国	0.205
42	米国	0.256
	ハンガリー	0.256
66	チリ	0.360
68	トルコ	0.366
72	メキシコ	0.382

(3) GGI

(ジェンダー・ギャップ指数)

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.864
2	フィンランド	0.845
3	ノルウェー	0.840
4	スウェーデン	0.816
5	アイルランド	0.784
6	ニュージーランド	0.781
7	デンマーク	0.778
8	フィリピン	0.776
9	ニカラグア	0.770
10	スイス	0.767
11	オランダ	0.766
12	ベルギー	0.765
13	ドイツ	0.763
14	レソト	0.761
15	ラトビア共和国	0.757
16	南アフリカ共和国	0.750
17	ルクセンブルグ	0.744
18	英国	0.743
19	キューバ	0.742
20	オーストリア	0.739
21	カナダ	0.738
22	米国	0.737
25	オーストラリア	0.729
26	スペイン	0.727
38	スロベニア	0.713
47	ポルトガル	0.707
53	ポーランド	0.702
56	イスラエル	0.699
57	フランス	0.698
60	エストニア	0.698
70	スロバキア	0.682
73	チェコ共和国	0.677
80	イタリア	0.673
81	ハンガリー	0.672
82	ギリシャ	0.672
84	メキシコ	0.671
87	チリ	0.668
101	日本	0.653
108	韓国	0.636
124	トルコ	0.602

(備考) 1. 国連開発計画 (UNDP) 「人間開発報告書2013」及び世界経済フォーラム “The Global Gender Gap Report 2012” より作成。  
 2. 測定可能な国数は、HDIは187か国、GIIは148国、GGIは135か国。そのうち、上位20か国及びOECD加盟国 (34か国) を抽出。

(注)

### HDI 人間開発指数 (Human Development Index)

国連開発計画 (UNDP) による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識 (平均就学年数及び予想就学年数)、1人当たり国民総所得 (GNI) を用いて算出している。

### GII ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)

国連開発計画 (UNDP) による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。

【保健分野】・妊産婦死亡率・15～19歳の女性1,000人当たりの出生数

【エンパワーメント】・国会議員女性割合・中等教育以上の教育を受けた人の割合 (男女別)

【労働市場】・労働力率 (男女別)

### GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、次のデータから算出される。

【経済分野】・労働力率・同じ仕事の賃金の同等性・所得の推計値

・管理職に占める比率・専門職に占める比率

【教育分野】・識字率・初等、中等、高等教育の各在学率

【保健分野】・新生児の男女比率・健康寿命

【政治分野】・国会議員に占める比率・閣僚の比率・最近50年の国家元首の在任年数



## 本章のポイント

## 第1節 就業者をめぐる状況

- 平成24年の労働力人口に占める女性の割合は42.2%。
- 女性の年齢階級別労働力率は「M字カーブ」を描いているが、カーブは以前よりも浅くなり、M字の底となる年齢階級も上昇。
- 平成24年の女性の雇用者のうち正規の職員・従業員の割合は45.5%、非正規雇用者の割合は54.5%であり、非正規雇用者が過半数を占める。
- 新規学卒就職者で高学歴化が進展しているものの、平成24年の女性の大学・大学院卒の割合は22.7%であり、男性の37.9%より相当低い。

## 第2節 就労の場における女性

- 女性の勤続年数は長期化傾向にあり、10年以上の勤続者割合が約3分の1となっている。
- 管理職に占める女性割合は依然として低い。平成24年は係長相当職14.4%、課長相当職7.9%、部長相当職4.9%であり、上位の役職では女性の割合が低い。
- 給与所得は男女で大きな差があり、平成24年の男性一般労働者の給与水準を100とすると、女性一般労働者の給与水準は70.9。

## 第3節 雇用環境の変化

- 平成24年度の大学生の就職内定率は男女とも前年度より上昇。
- 平成9年以降は共働き世帯が男性雇用者と無業の妻から成る世帯を上回っており、24年は、共働き世帯が1,054万世帯、男性雇用者と無業の妻から成る世帯が787万世帯。

## 第1節 就業者をめぐる状況

## (労働力人口の推移)

総務省「労働力調査(基本集計)」(平成24年平均)によると、全国の労働力人口は6,555万人で、前年に比べ36万人減少した。男女別に見ると、男性が3,789万人(前年比33万人減)となり、女性は2,766万人(前年比2万人減)となった。平成24年の労働力人口に女性が占める割合は42.2%となっている。

労働力率を見ると、全国の平成24年平均は59.1%で前年比0.2ポイントの低下となった。男女別の労働力率では、女性は48.2%で前年と変わらず、男性は70.8%で前年比0.3ポイントの低下となった。

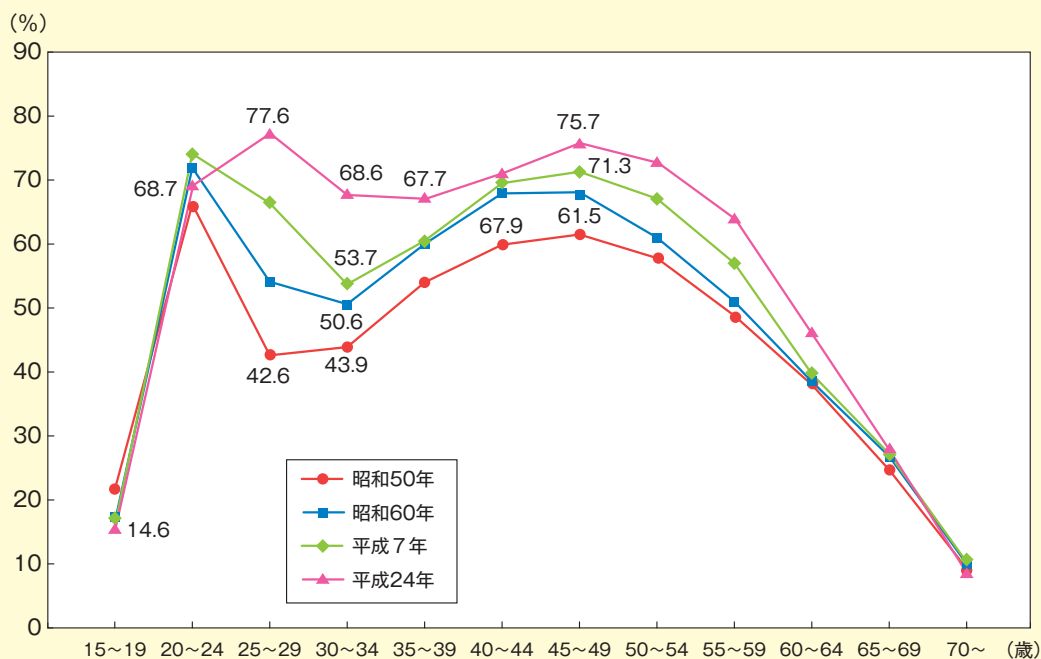
## (女性の年齢階級別労働力率(M字カーブ)の変化)

女性の年齢階級別労働力率について昭和50年からの変化を見ると、現在も依然として「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べて浅くなっており、M字の底となる年齢階級も上昇している。

昭和50年では25～29歳(42.6%)がM字の底となっていたが、25～29歳の労働力率は次第に上がり、平成24年では、年齢階級別で最も高い労働力率(77.6%)となっている。24年を見ると35～39歳(67.7%)の年齢階級がM字の底となっているが、30～34歳の年齢階級と共に30代の労働力率は上昇しており、M字カーブは台形に近づきつつある(第1-2-1図)。

なお、女性の25～54歳の就業率を他のOECD諸国と比較すると、我が国は30か国中22位である(第1

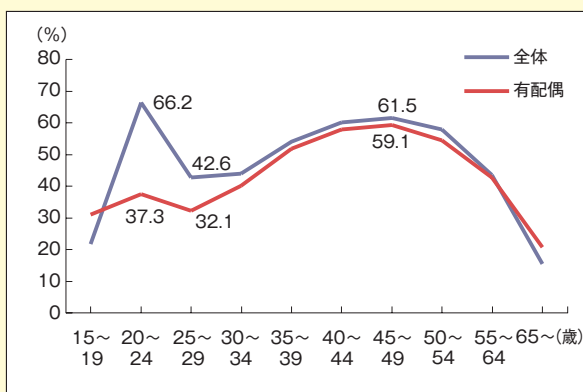
第1-2-1図 女性の年齢階級別労働力率の推移



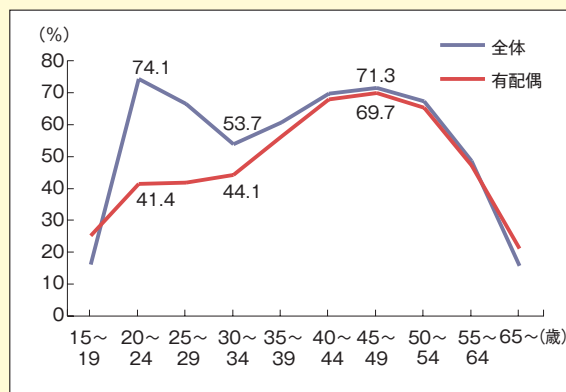
(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。  
2. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。

参考：女性の配偶関係別年齢階級別労働力率

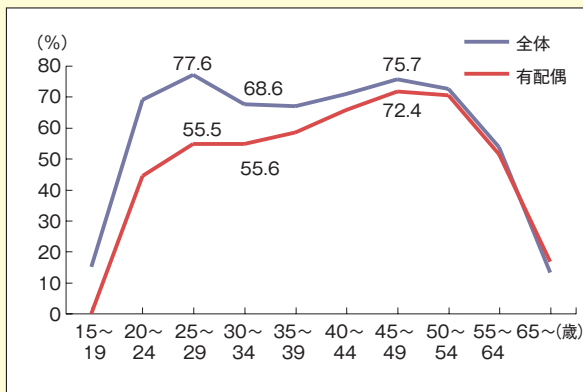
○昭和50年



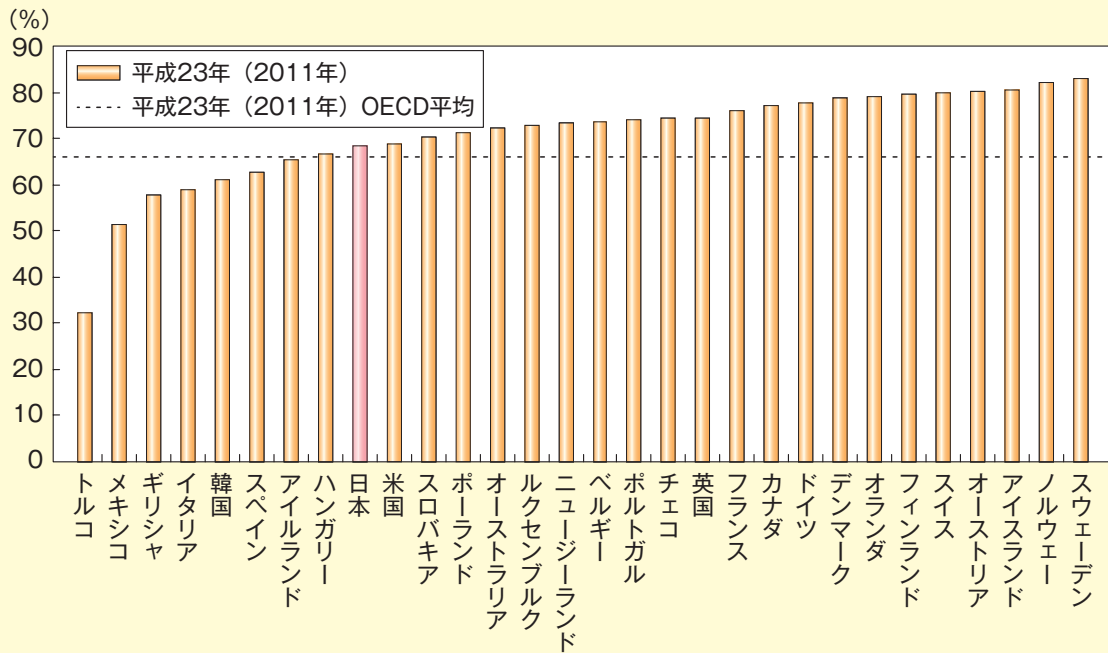
○平成7年



○平成24年

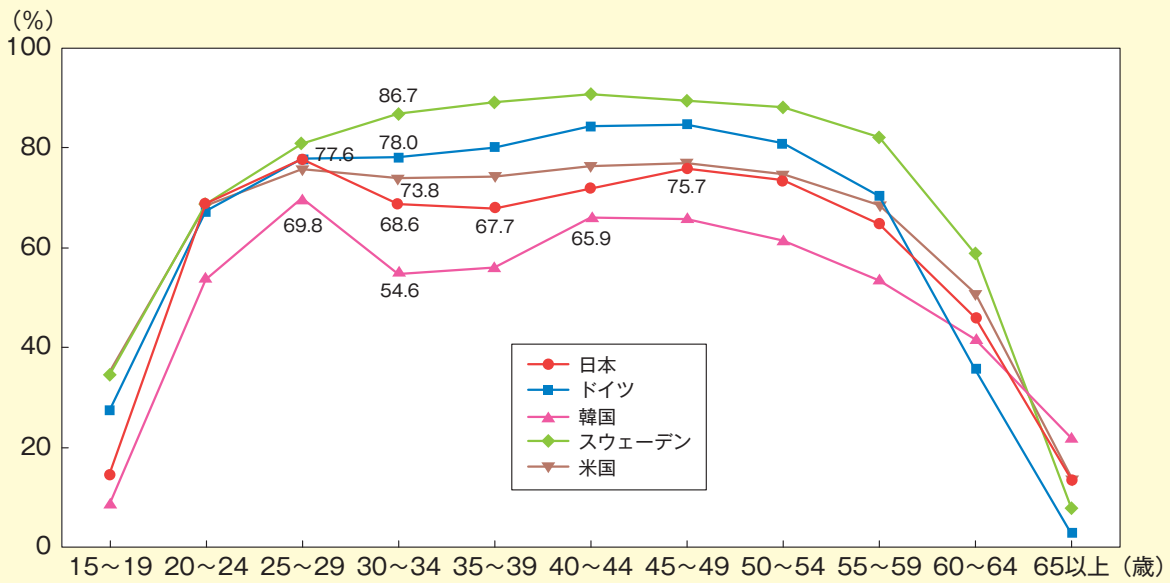


第1-2-2図 OECD諸国の女性（25～54歳）の就業率



(備考) 1. OECD "Employment Outlook 2012"より作成。  
2. 就業率は「就業者数/人口」で計算。

第1-2-3図 女性の年齢階級別労働力率（国際比較）



(備考) 1. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。  
2. 米国の「15～19歳」は、16～19歳。  
3. 日本は総務省「労働力調査（基本集計）」(平成24年)、その他の国はILO "LABORSTA", "ILOSTAT" より作成。  
4. 日本は2012（平成24）年、その他の国は2010（平成22）年の数値（ただし、ドイツの65歳以上は2008（平成20年））。

－2－2図)。また、女性労働力率のM字カーブは欧米諸国では既に見られない（第1－2－3図）。

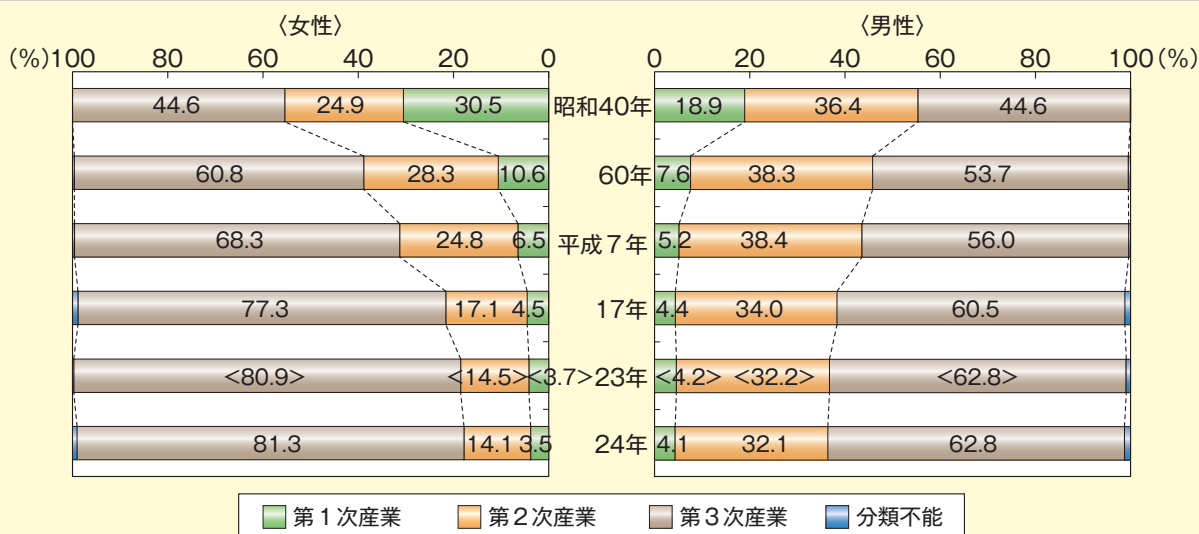
（女性の約8割が第3次産業従事者）

産業別に就業者割合を見ると、男女共に第3次産業の割合が高い。女性で特にその傾向が顕著であり、第2次産業の割合は一貫して低下し、平成24年において第3次産業の就業者は8割程度を占めてい

る。これに対し男性は、女性に比して第2次産業の低下が緩やかであり、24年においても第3次産業の就業者は6割程度を占めている（第1－2－4図）。

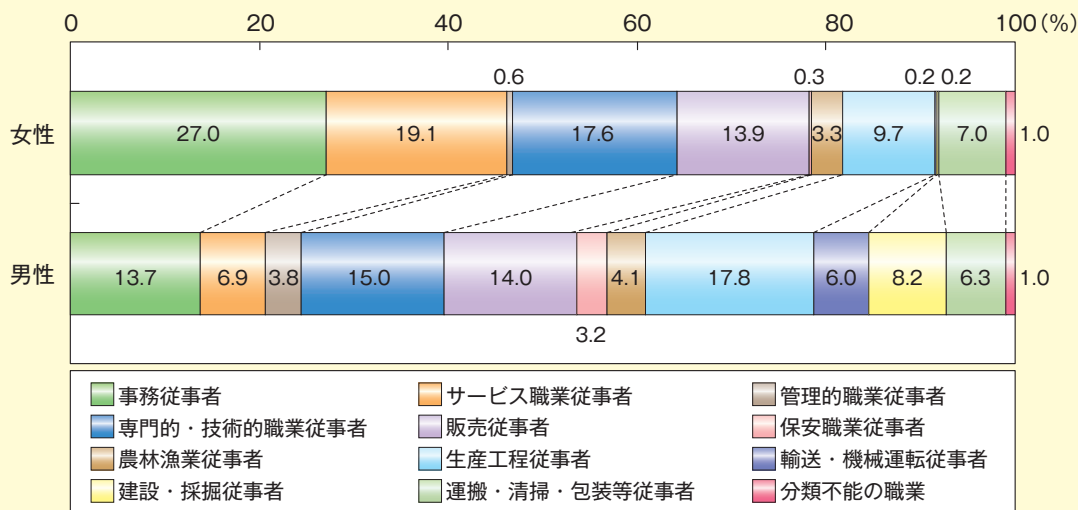
職業別の就業者割合については、平成23年から職業分類が大幅に改定されたため、過去からの比較は困難であるが、女性は、事務従事者とサービス職業従事者の割合を合わせると約5割となり、男性に比べ2倍以上になっている（第1－2－5図）。

第1－2－4図 産業別就業者構成比の推移（男女別）



- （備考）
1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
  2. 第1次産業：「農林業」及び「漁業」、第2次産業：「鉱業」、「建設業」及び「製造業」、第3次産業：左記以外の産業（分類不能の産業は含まない。）
  3. 日本標準産業分類の改訂に伴い、平成14年以前は製造業の一部として第2次産業に含まれていた「もやし製造業」が15年以降は第1次産業に、同様に製造業の一部として第2次産業に含まれていた「新聞業」及び「出版業」が第3次産業となったので、時系列比較には注意を要する。
  4. 平成23年の<>内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値を用いている。

第1－2－5図 職業別就業者構成比（男女別，平成24年）



- （備考） 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

### (就業者に占める雇用者割合の上昇)

就業者を従業上の地位別に見ると、男女共に、就業者に占める雇用者の割合が上昇し続け、自営業者及び家族従業者の割合は低下し続けている。平成24年では、就業者に占める雇用者割合は女性で88.8%、男性で87.1%となっている（第1-2-6図）。

### (増加する女性雇用者数)

平成14年から24年までの間の男女雇用者数の推移を見てみると、男性雇用者数が約22万人減少している一方で女性雇用者数は約196万人増加している。男性雇用者が多い産業で雇用者数が減っているのに対して、女性雇用者が多い産業では雇用者数が増えている（第1-2-7図）。

### (非正規雇用者率の増加)

正規の職員・従業員が役員を除く雇用者全体に占める割合を男女別に見ると、女性は昭和60年に67.9%であったが、平成24年には45.5%にまで減少している。男性についても、昭和60年は92.6%であったが、平成24年には80.3%に減少している。男女ともパート・アルバイト等の非正規雇用者の割合は上昇傾向にあり、特に女性はその割合が昭和60年の32.1%から平成24年には54.5%にまで上昇しており、過半数を占めるに至っている（第1-2-8図）。

一方で、男女別・年齢階級別に非正規雇用者の割合の推移を見てみると、女性の25～34歳を除く全ての層で50%を超えていること、男女の若年層（15～24歳、25～34歳）や男女の高年層（55～64歳）で上昇傾向となっていることが特徴的である（第1-2-9図）。

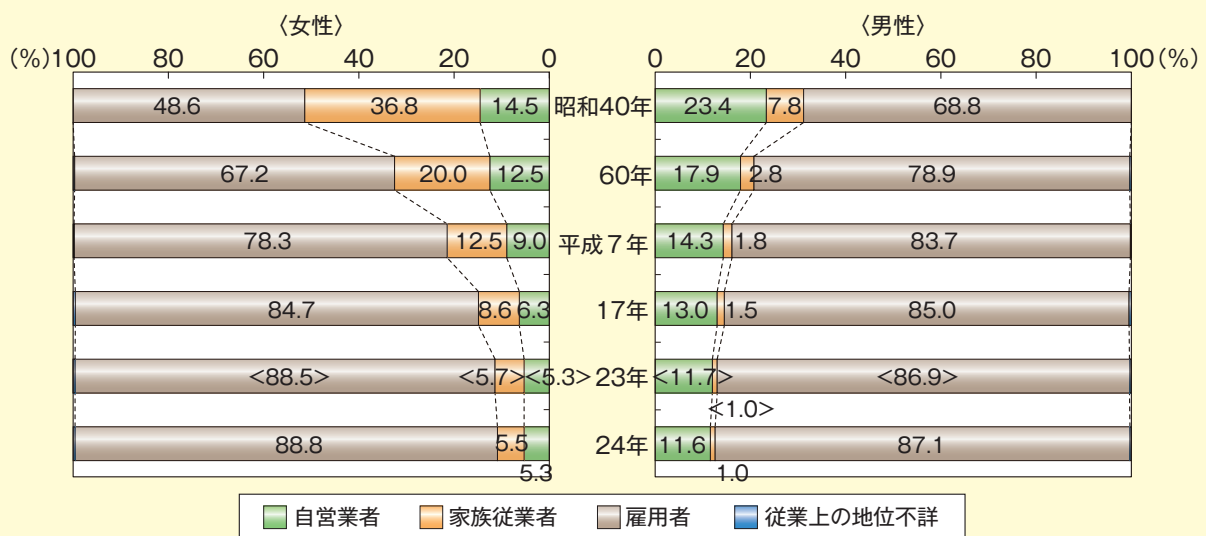
また、総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）によると、労働者派遣事業所の派遣社員数は平成20年まで増加傾向にあったが、21年には108万人（うち女性は72万人）で前年より32万人減（うち女性は13万人減）、22年には96万人（うち女性は62万人）で前年より12万人減（うち女性は10万人減）となっている。24年には90万人（うち女性は55万人）で、前年からほぼ横ばい（うち女性は4万人減）となっている（第1-2-10図）。

### (雇用者の高学歴化の進展)

雇用者の教育別の構成を見ると、男女共に中学卒及び高校卒が減少傾向にある一方で高専・短大卒及び大学・大学院卒は増加傾向にある。これは、近年の高等教育機関への進学率上昇に伴い、新規学卒就職者が高学歴化しているためと考えられる。

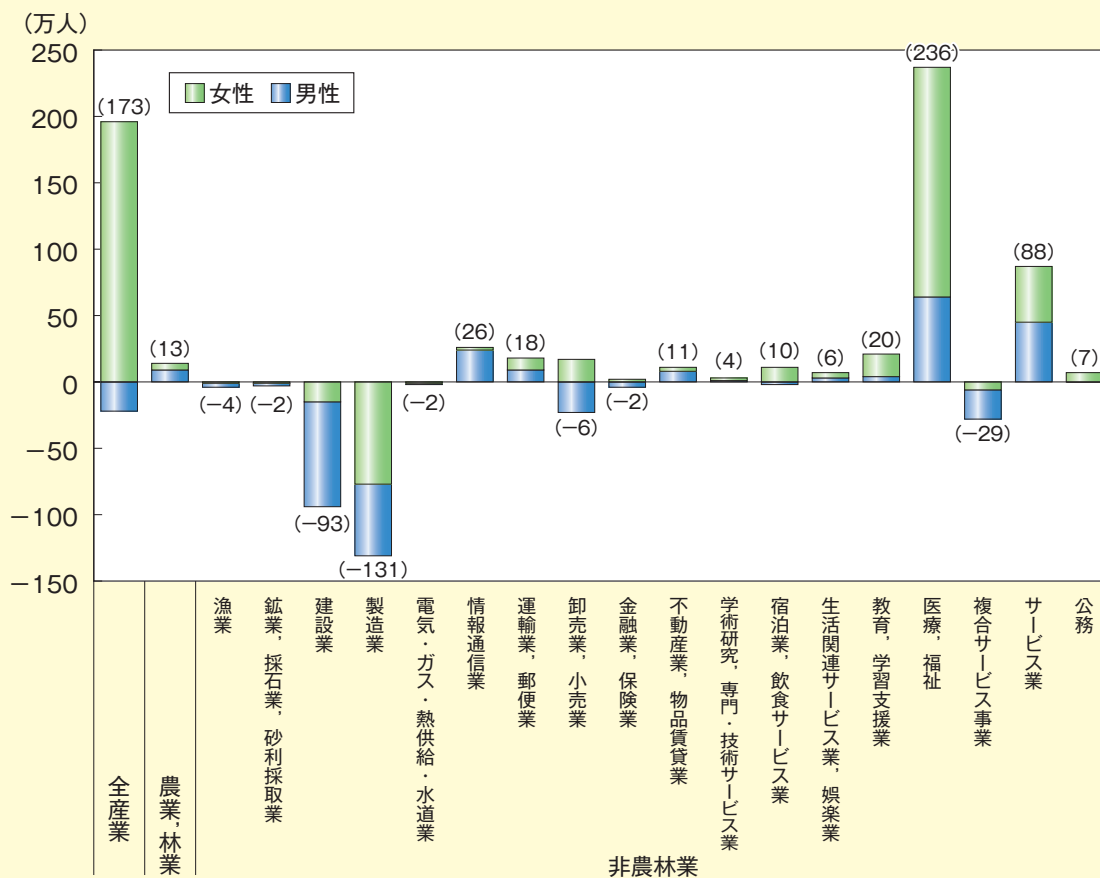
男女別に見ると、女性については、雇用者に占める大学・大学院卒の割合が上昇傾向にあり、平成24年には22.7%となっているものの、女性雇用者全体に占める割合では、高専・短大卒の方が大学・大学

第1-2-6図 就業者の従業上の地位別構成比の推移（男女別）



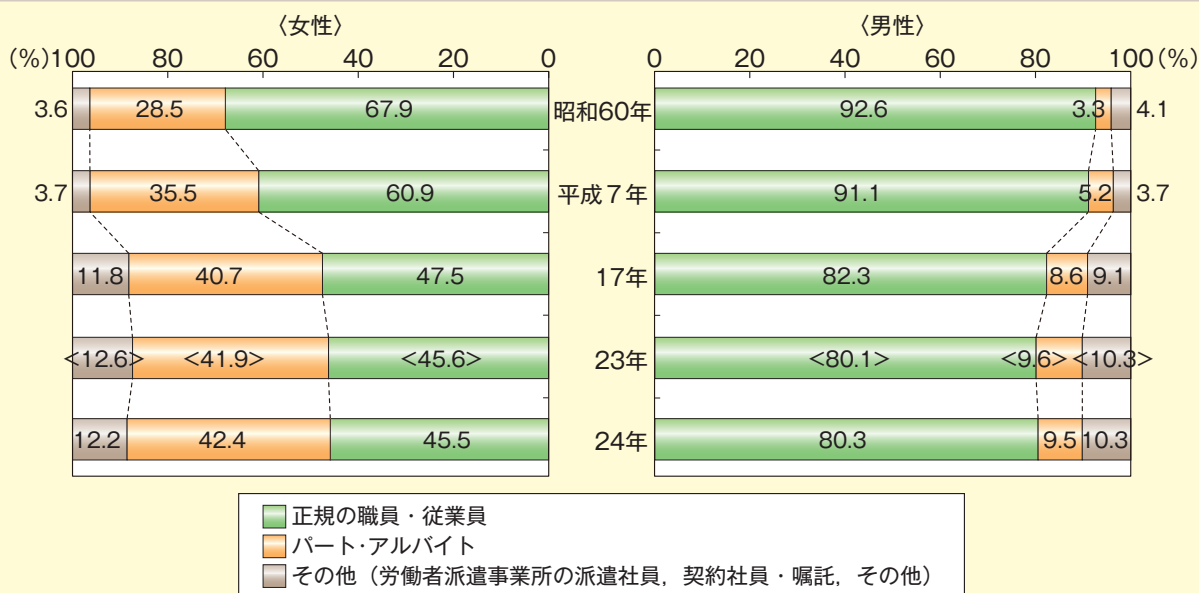
(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。  
2. 平成23年の<>内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値を用いている。

第1-2-7図 産業別雇用者数の増減（男女別，平成14年→24年）



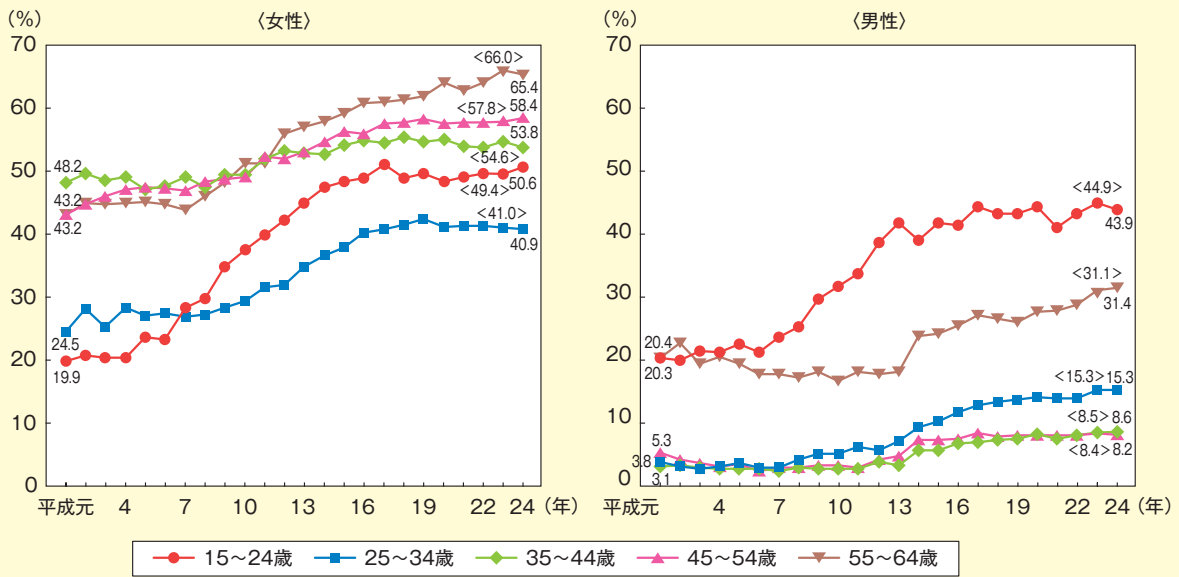
(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。  
 2. ( )内は平成14年から24年の間で当該産業の雇用者数の増減（男女計）。  
 3. サービス業と公務は、それぞれ他に分類されるものを除いている。

第1-2-8図 雇用形態別に見た役員を除く雇用者の構成割合の推移（男女別）



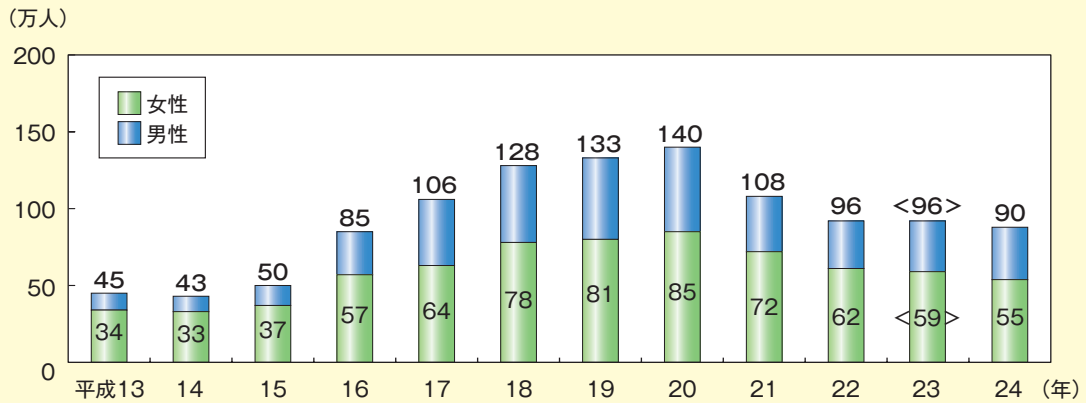
(備考) 1. 昭和60年と平成7年は、総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）より、17年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。  
 2. 平成23年の<>内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値を用いている。

第1-2-9図 年齢階級別非正規雇用者の割合の推移（男女別）



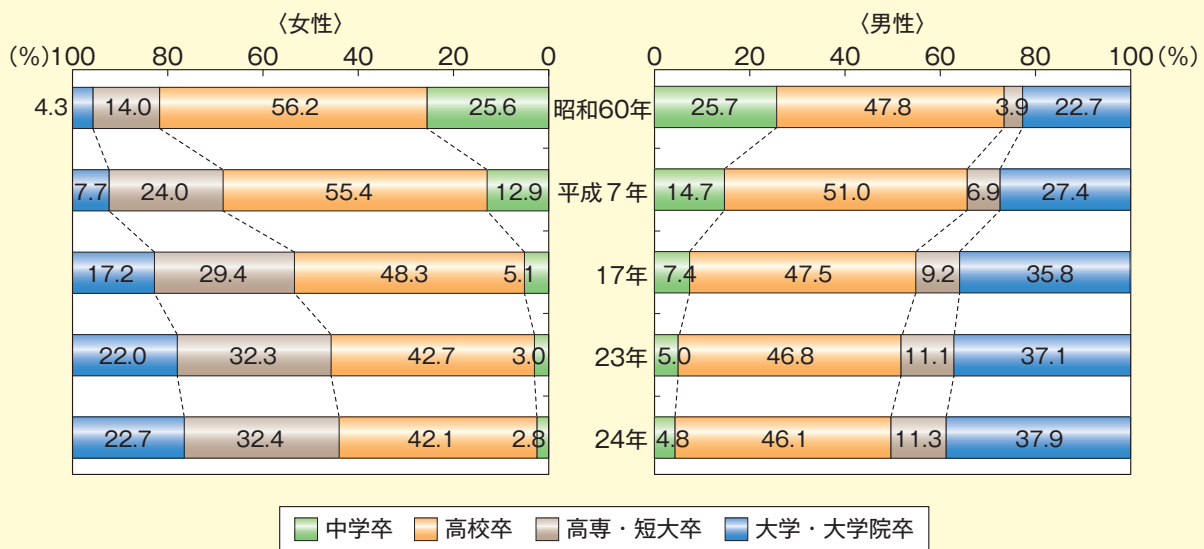
- (備考) 1. 総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。  
 2. 非正規雇用者の割合 = (非正規の職員・従業員) / (正規の職員・従業員 + 非正規の職員・従業員) × 100。  
 3. 平成13年以前は「労働力調査特別調査」の各年2月の数値、平成14年以降は「労働力調査（詳細集計）」の各年平均の数値により作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。  
 4. 平成23年の<>内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値を用いている。

第1-2-10図 労働者派遣事業所の派遣社員数の推移（男女別）



- (備考) 1. 平成13年は総務省「労働力調査特別調査」（各年2月）、14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。  
 2. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。  
 3. 平成23年の<>内の値は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値を用いている。  
 4. 太字の値は、男女合計の値。

第1-2-11図 教育別一般労働者の構成割合の推移（男女別）



(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。  
2. 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。

院卒より依然として高くなっている。男性については、大学・大学院卒の割合は24年で37.9%と、女性よりも相当高くなっている（第1-2-11図）。

## 第2節 就労の場における女性

### （有配偶者で低い女性の労働力率）

女性の年齢階級別労働力率を未婚者、有配偶者別に見ると、20歳代から40歳代にかけて有配偶者の労働力率は未婚者の労働力率よりかなり低くなっている。未婚者は20歳代後半をピークに年齢とともに徐々に下降するのに対し、有配偶者では40歳代後半がピークとなっており、この傾向は昭和50年、平成2年、24年とも変わらない。

有配偶の女性について、年齢階級別に年を追って見ると、20歳代後半の労働力率は過去に比べ大きく上昇しているが、30歳代前半の変化はそれほど大きくなく、平成24年の30歳代後半及び40歳代前半の労働力率は、2年とほとんど変化がない。これは、子育ての時期が遅くなったことなどにより、労働市場から離れる時期が高い年齢層に移行したことも影響していると考えられる（第1-2-12図）。

### （女性の勤続年数は長期化傾向）

女性雇用者の勤続年数には長期化傾向が見られる。厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成24年）によると、平成24年の雇用者のうち女性の平均年齢は40.0歳（23年：39.9歳）、平均勤続年数は8.9年（23年：9.0年）であった。男性は平均年齢42.5歳（23年：42.3歳）、平均勤続年数13.2年（23年：13.3年）となっている。

雇用者構成を勤続年数階級別に見ると、10年以上の勤続者割合は、女性では約3分の1であるのに対し、男性では約半数となっている（第1-2-13図）。

### （管理職に占める女性割合の推移）

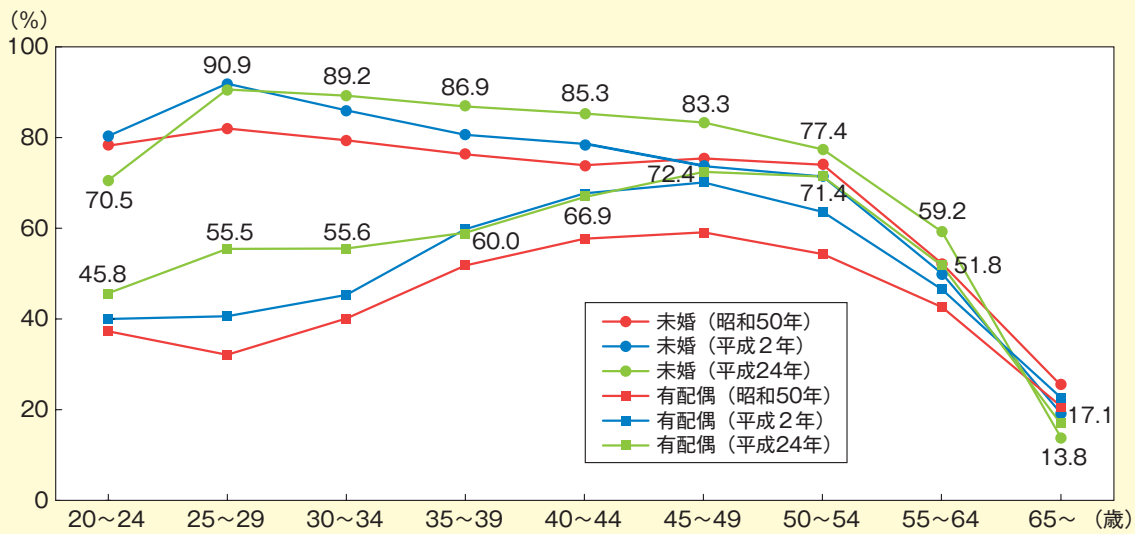
女性の勤続年数は徐々に長期化傾向にあるが、管理職に占める女性割合は依然として低い。

総務省「労働力調査（基本集計）」（平成24年平均）によると、管理的職業従事者（公務及び学校教育を除く）に占める女性の割合は、平成24年は11.6%で、依然として低い水準にある。

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成24年）で女性管理職を役職別に見ると、係長相当職の割合が最も高く、平成24年は14.4%となっている。上位の役職では女性の割合が更に低く、課長相当職は7.9%、部長相当職では4.9%であり、いずれも長期

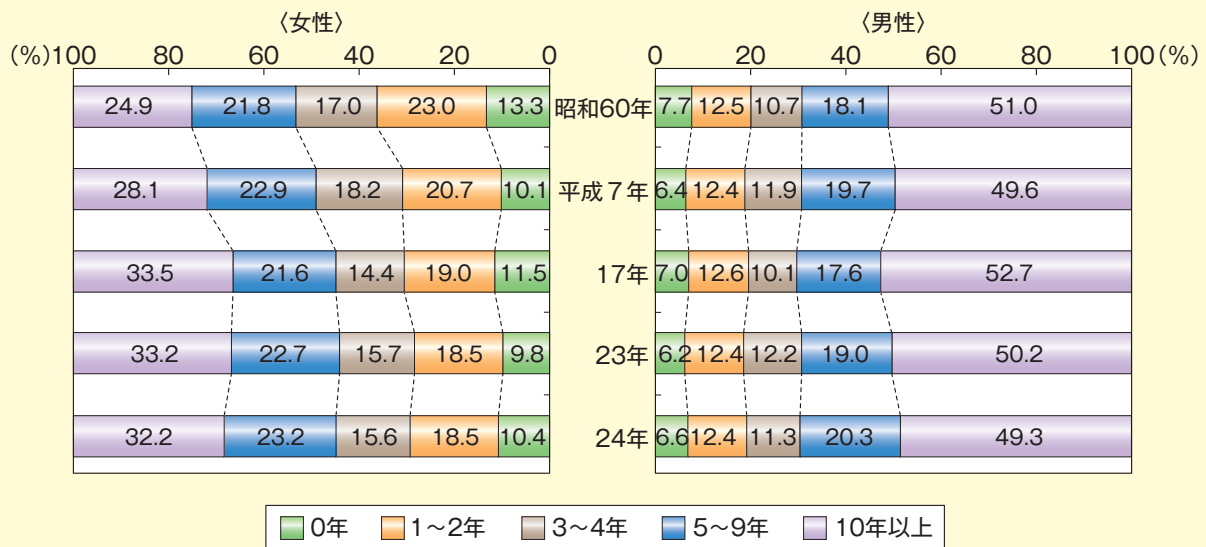


第1-2-12図 配偶関係・年齢階級別女性の労働力率の推移



(備考) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

第1-2-13図 勤続年数階級別一般労働者の構成割合の推移 (男女別)



(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

的には上昇傾向にはあるものの低い水準にとどまっている(第1-2-14図)。

(就業形態や役職, 勤続年数の違いを背景とした男女の給与所得格差, 女性の6割以上が300万円以下の所得者)

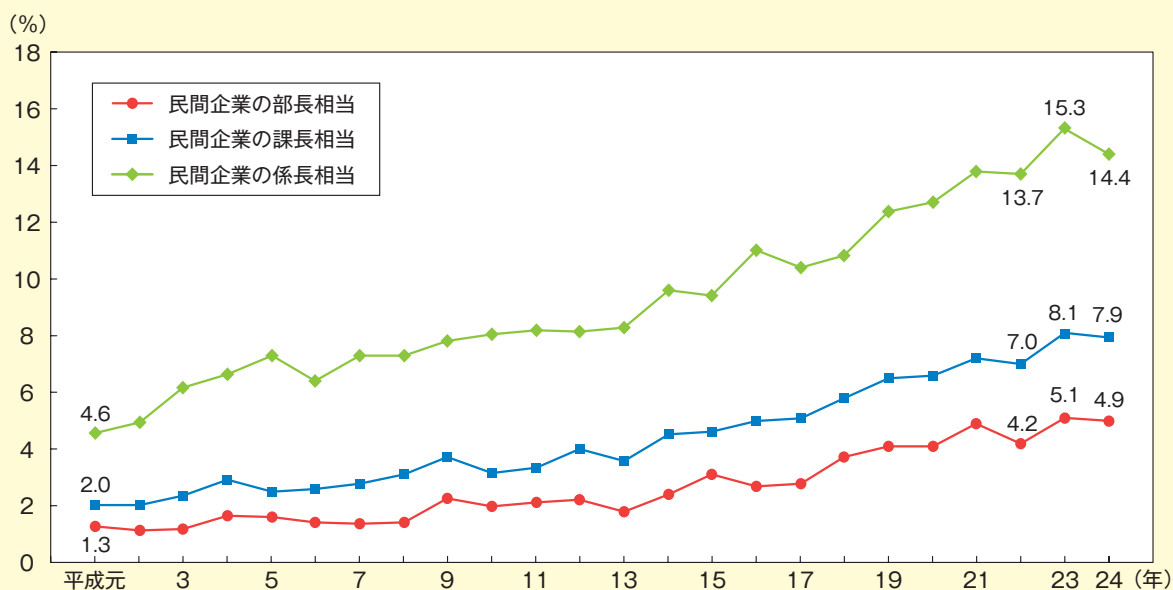
男女の給与所得には大きな差がある。

国税庁「民間給与実態統計調査」(平成23年分)により1年間を通じて勤務した給与所得者について

男女別に給与水準を見ると, 300万円以下の所得者の割合が男性では23.9%であるのに対し, 女性では66.1%に達している。また, 700万円超の者は, 男性では18.0%となっているのに対し, 女性では2.8%に過ぎない(第1-2-15図)。

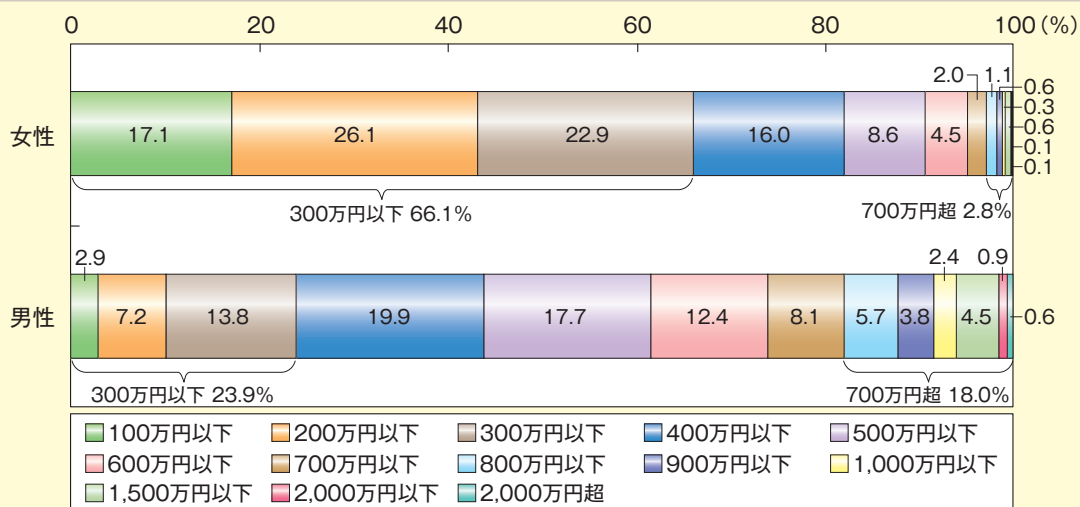
この状況の背景としては, 正社員に比べて賃金水準が低い短時間労働に女性の就労が多いなど, 雇用形態において男女間に違いがあること, また, パートタイム等に従事する女性では, 収入が一定範囲を

第1-2-14図 役職別管理職に占める女性割合の推移



(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

第1-2-15図 給与階級別給与所得者の構成割合 (男女別, 平成23年)



(備考) 国税庁「民間給与実態統計調査」(平成23年分)より作成。

超えないよう調整する者もいることなどが考えられる。さらに、正規雇用者であっても、役職や残業時間、勤続年数の男女差が大きく影響しているものと考えられる。

(所定内給与格差は、一般男女労働者間には長期的には縮小傾向、短時間労働者と一般労働者間にも長期的にはやや縮小)

一般労働者における男女の平均所定内給与額の差

は、長期的に縮小傾向にあり、平成24年については、男性一般労働者の給与水準を100としたとき、女性一般労働者の給与水準は70.9と前年に比べ0.3ポイント縮小した。また、一般労働者のうち、正社員・正職員の男女の所定内給与額の差は73.4となっており、前年に比べ0.1ポイント縮小した(第1-2-16図)。

次に男性一般労働者と男女の短時間労働者の1時間当たり平均所定内給与額の差について見ると、平成24年では、男性一般労働者の給与水準を100とし

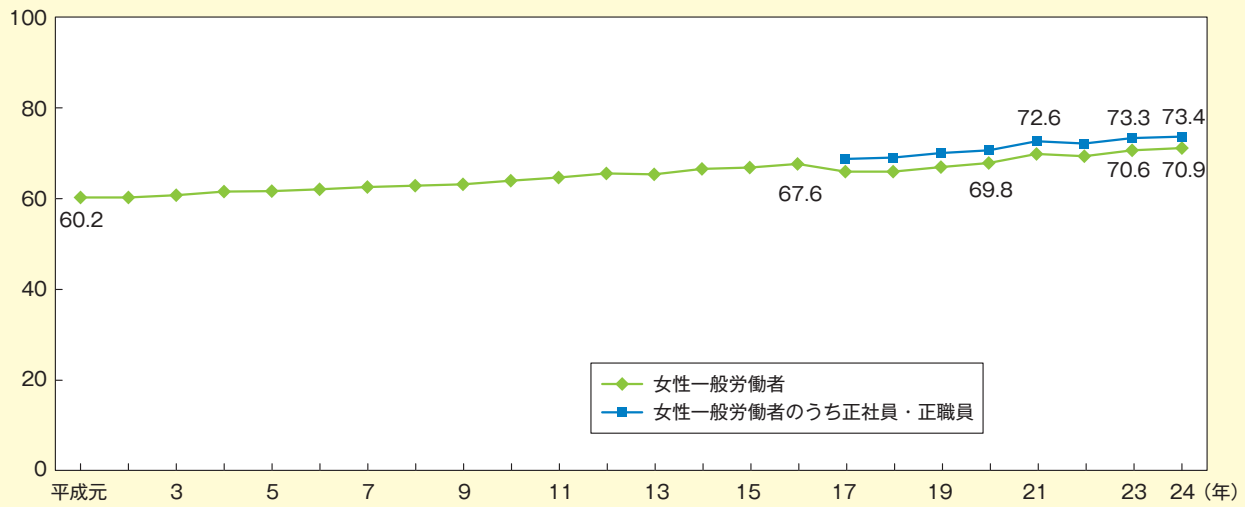
たとき、男性短時間労働者は55.2となっており、依然としてその格差は大きい。また、男性の短時間労働者に対して女性の短時間労働者の水準は更に低く、男性一般労働者と比較すると、女性の短時間労働者の給与水準は50.5となっている。24年も前年に比べ0.2ポイント格差が縮小し男性一般労働者に対する格差は縮小傾向にあるが、依然低い水準にとど

まっている。男性短時間労働者に対しても長期的には格差が縮小しているものの、引き続き5ポイント程度の差がある（第1-2-17図）。

このような背景には、一般労働者間であっても男性に比べて女性の勤続年数が短かったり、職階が低かったりすることなどを主な理由とする男女間の賃金格差がある（第1-2-18表）。

第1-2-16図 男女間所定内給与格差の推移

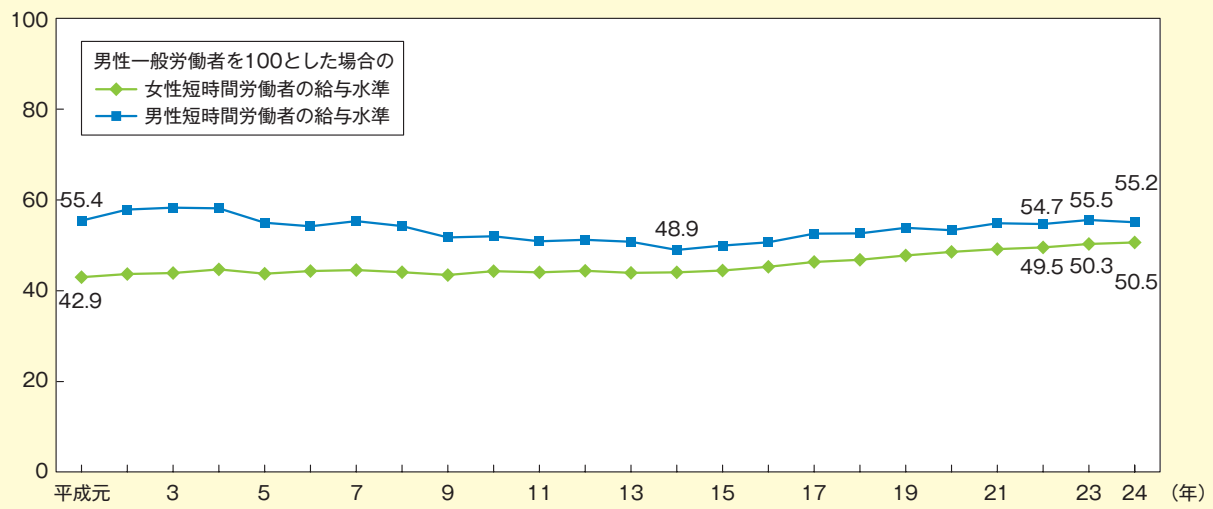
(男性の所定内給与額=100)



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。  
 2. 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。  
 3. 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。  
 4. 「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。  
 5. 所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を100とした場合の女性の所定内給与額を算出している。

第1-2-17図 労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移

(男性一般労働者=100)



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。  
 2. 男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額を100として、各区分の1時間当たり平均所定内給与額の水準を算出したものである。

第1-2-18表 男女間の賃金格差の要因（単純分析）

要 因	男女間賃金格差		男女間格差 縮小の程度 (2)-(1)
	調整前 (原数値) (1)	調整後 (2)	
勤続年数	70.6	75.8	5.2
職 階	73.0	82.3	9.3
年 齢	70.6	71.8	1.2
学 歴		71.3	0.7
労働時間		71.9	1.3
企業規模		71.3	0.7
産 業		67.5	-3.1

- (備考) 1. 資料出所：厚生労働省「平成23年版 働く女性の実情」（平成24年7月）。  
 2. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成23年）結果を用いて算出。  
 3. 「調整前（原数値）」は男性100に対する、実際の女性の賃金水準。  
 4. 「調整後」は女性の各要因の労働者構成が男性と同じと仮定した場合の賃金水準。  
 5. 「職階」による調査結果については、調整の都合上、一部のデータを除外しているのので他の要因による調整結果と比較する際に注意が必要。

### 第3節 雇用環境の変化

#### （雇用をめぐる情勢）

平成24年の企業の法的整理による倒産件数は1万1,129件で、前年比2.1%の減少となっている（株式会社帝国データバンク調べ）。

また、総務省「労働力調査（基本集計）」（平成24年平均）によると、完全失業者数は285万人と、前年の結果に比べ17万人の減少となった。完全失業率については、4.3%と同前年比0.3ポイントの低下となった。年齢階級別に見ると、最も高い15～24歳層では、男性は8.7%、女性は7.5%となり、前年と比べると男性は全ての年齢階級で低下、女性も15～24歳及び65歳以上を除く全ての年齢階級で低下となった。

さらに、文部科学省及び厚生労働省「平成24年度大学等卒業予定者の就職内定状況調査」（平成25年2月1日現在）により、大学生の就職内定率を見ると、男女とも、前年度より上昇し、男性81.3%、女性82.0%となっている。

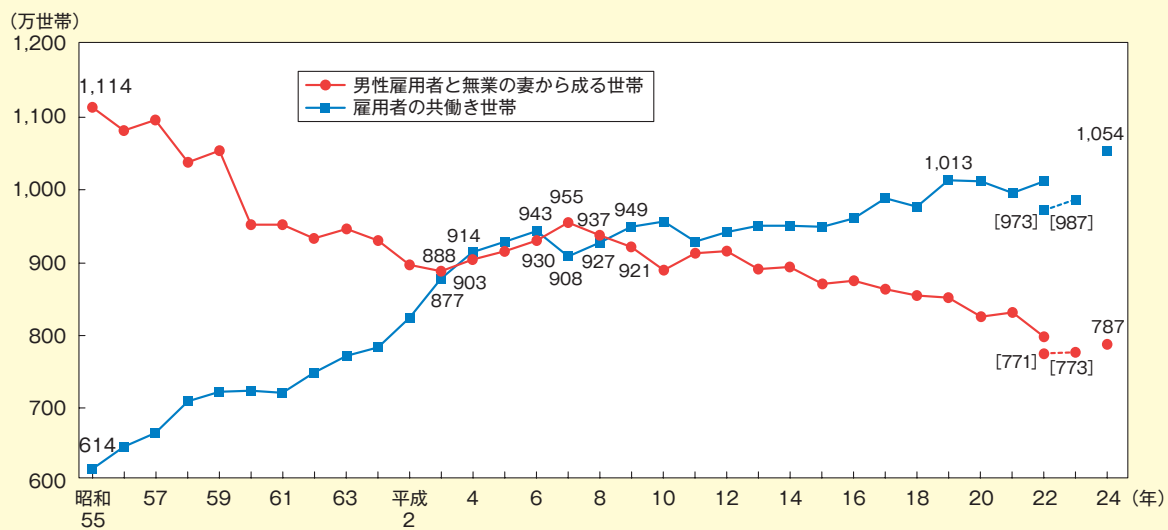
#### （共働き世帯が男性雇用者と無業の妻から成る世帯を上回って推移）

昭和55年以降、夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働き世帯数が男性雇

用者と無業の妻から成る世帯数を上回っている。24年には、雇用者の共働き世帯が1,054万世帯、男性雇用者と無業の妻から成る世帯が787万世帯となっている（第1-2-19図）。

その背景として、女性の社会進出に対する意識変化や、経済情勢の変化等があると考えられる。

## 第1-2-19図 共働き等世帯数の推移



- (備考)
1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。
  2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
  3. 「雇用の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
  4. 平成22年及び23年の〔 〕内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。